

那珂川町環境基本計画 後期計画 目次

序 説	1
1 後期計画策定について	1
2 那珂川町の概要	2
(1) 町の位置、地形等	2
(2) 人口・世帯数	3
(3) 町の環境特性	5
基本計画	6
第1部 環境施策の推進	7
1 施策の体系	7
2 環境施策の推進	8
(1) 美しい自然と共生するまち(自然環境)	8
1) 森林の保全	8
2) 農地の保全	12
3) 水辺の保全	14
(2) 潤いと安らぎのあるまち(生活環境、快適環境)	17
1) 大気の保全、悪臭の防止	17
2) 水質の保全	24
3) 騒音・振動の防止	28
4) 清潔なまちづくり	29
5) 良好な景観の形成	32
6) 緑化の促進	34
(3) 循環型社会を目指すまち(地球環境、資源循環、エネルギー)	35
1) 廃棄物の減量、資源の循環	35
2) 地球環境の保全	39
(4) 環境について考え行動するまち(環境教育、環境学習、参画と協働)	43
1) 環境教育・学習の推進	43
2) 住民・事業者活動の支援	45
3) 仕組みづくり	47

第2部 重点プロジェクト	50
第3部 各主体の役割と責務	51
1 住民	51
2 事業者	51
3 行政	52
4 滞在者	52
第4部 計画の推進	54
1 実行計画	54
2 進行管理体制	54
参考資料	56

序 説

1 後期計画策定について

私たちが暮らす水と緑に囲まれた美しい星、地球は、現在地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。私たち人間は、生命の誕生から今日までこの自然界の一要素として、物質やエネルギーを使い生活してきました。しかし、自らの豊かな生活を得るために環境を改変するようになったことから、現在の環境問題が発生しています。急激な改変は気候変動を招き、結果として私たちに悪影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、本町においては、環境保全の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 10 月に那珂川町環境基本条例を制定し、平成 21 年 3 月に那珂川町環境基本計画を策定しました。

計画策定以降今日に至るまで、記録的な猛暑や東日本大震災、竜巻など、自然災害等が発生し、私たちを取り巻く環境は日々変化しています。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所事故により放出された放射能物質による環境の汚染はこれまでに経験したことのない最も深刻な問題となっており、私たちの生活に大きな影響をもたらしております。

このような状況において、これまでの 5 年間の取り組み結果を点検・評価するとともに今後 5 年間の取り組みを明確にすべく、那珂川町環境基本計画（以下、前期計画）の見直しを実施しました。

2 那珂川町の概要

(1) 町の位置、地形等

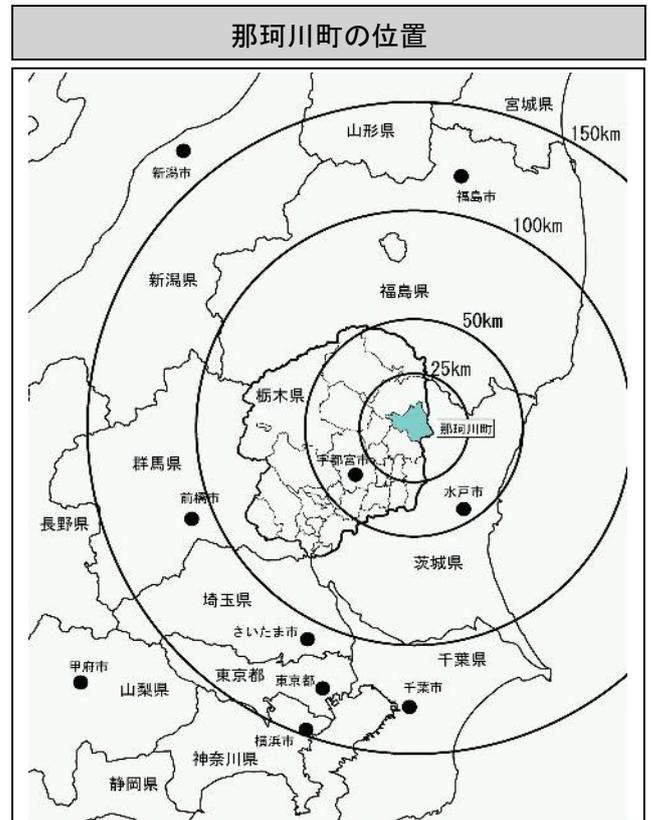
本町は、栃木県の東北東に位置し、北は大田原市、南は那須烏山市、西はさくら市、東は茨城県大子町、常陸大宮市と接しています。広ぼうは東西約 23km、南北約 19km と東西に長く、総面積は 192.84 km²を有します。

本町の地形は、八溝山地の最高峰の八溝山（1,022m）から南西方向に連なる山地が大半を占め、高倉山（502m）を中心とする丘陵地帯、鷲子山（468m）の北西斜面の丘陵地帯、さくら市から続く西部の喜連川丘陵地帯、那珂川沿いに広がる平坦地帯等で構成されています。

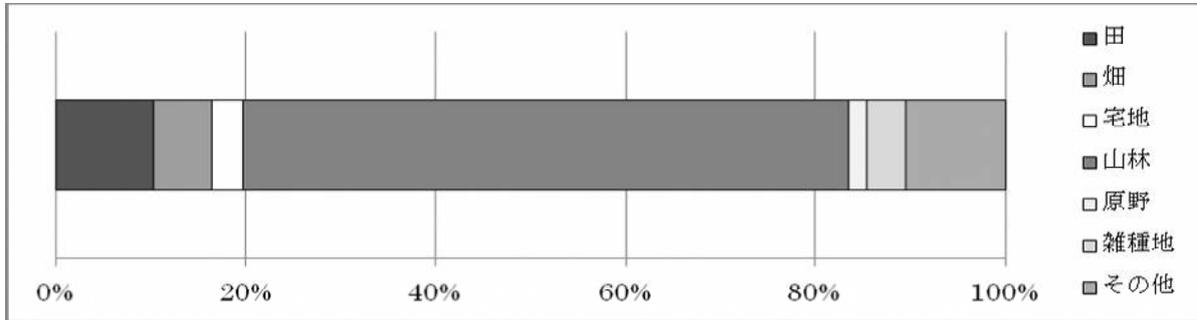
町名の由来ともなる清流那珂川が南流し、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が広がり、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在しています。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川沿いに集落が点在しています。

土壌は、比較的肥沃であり、生産性は中位にあたります。耕地は、山間部では中小河川に沿って狭い水田と畑地が点在し、那珂川沿岸には河岸段丘にまとまった水田地帯が形成されています。主な地目面積は、田が 19.88 km²、畑が 11.76 km²、山林が 123.33 km²となっています。

気候は、典型的な内陸型の気候であり、年間平均気温は 12.7℃で、寒暖の差はあるものの年間を通して比較的生活しやすい環境となっています。また、年間降水量は約 1,400mm です。



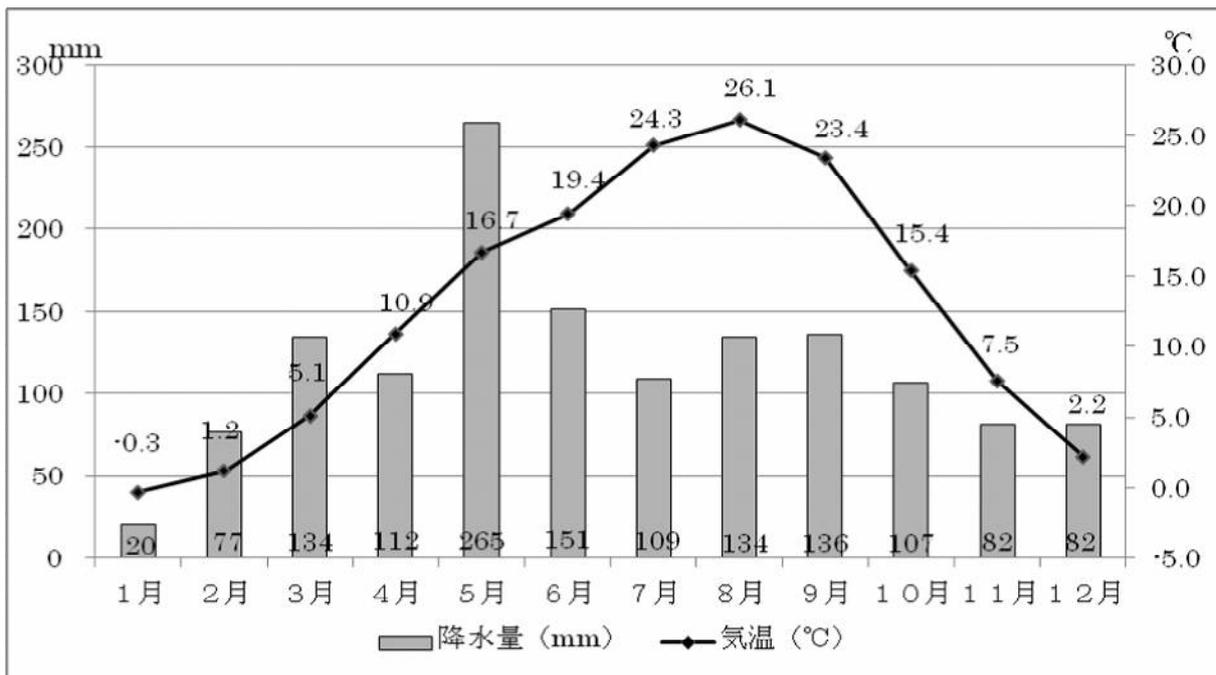
地目別面積



栃木県森林・林業統計書

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積(km ²)	19.88	11.76	6.13	0.03	123.33	0.12	3.47	7.91	20.21	192.84
割合(%)	10.3	6.1	3.2	0.0	64.0	0.0	1.8	4.1	10.5	100.0

南那須地域の気候（平均値）



宇都宮気象台（観測地点：那須烏山）

(2) 人口・世帯数

本町の人口及び世帯数は、平成25年4月1日の住民基本台帳で、18,519人、6,117世帯で、人口は、年々減少を続けています（平成15年対比、-2,600人）。

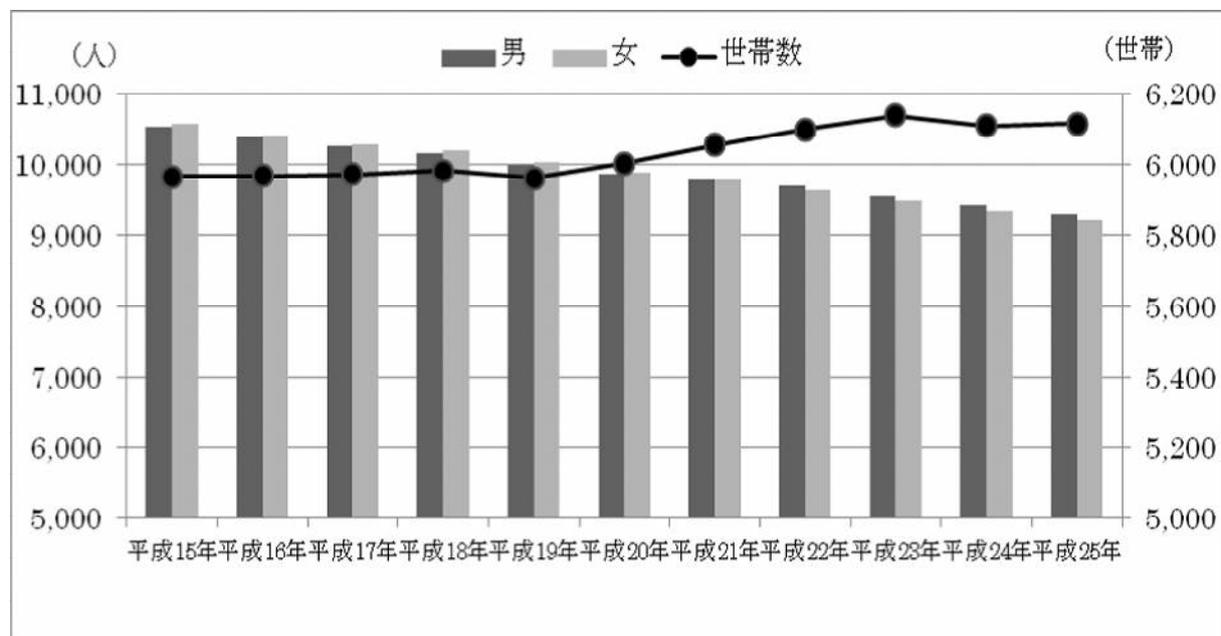
一方、世帯数は、増加傾向（平成15年対比、+151世帯）にありますが、平均世帯員数が3.03人となり、核家族化が進行している状況です。

人口・世帯数の推移

	男	女	計	世帯数
平成 15 年	10,535	10,584	21,119	5,966
平成 16 年	10,389	10,418	20,807	5,969
平成 17 年	10,268	10,297	20,565	5,972
平成 18 年	10,173	10,195	20,368	5,984
平成 19 年	10,003	10,036	20,039	5,963
平成 20 年	9,872	9,895	19,767	6,005
平成 21 年	9,785	9,776	19,561	6,056
平成 22 年	9,702	9,642	19,344	6,100
平成 23 年	9,562	9,491	19,053	6,141
平成 24 年	9,430	9,349	18,779	6,110
平成 25 年	9,302	9,217	18,519	6,117

那珂川町住民生活課調べ(住民基本台帳)

人口・世帯数の推移



那珂川町住民生活課調べ(住民基本台帳)

(3) 町の環境特性

本町は、町面積の64%を森林が占める自然豊かな農山村です。

那珂川左岸地域は、八溝山系の緑豊かで穏やかな山並みが連なり、山あいには集落や農地が点在し、その中心を武茂川が流れて那珂川に合流しています。また、下流域には中心市街地が形成され、行政・文教施設や商業施設が集積し、住宅が集中しています。

那珂川右岸の西部丘陵地域は、八溝県立自然公園や保安林を含む比較的低標高の森林が広範に渡り、丘陵地と山あいの田園の中に集落が点在しています。

那珂川沿川地域は、南流する清流那珂川に沿って肥沃な田園が開け、西部河岸段丘上には市街地が形成され、行政・文教施設や商業施設、住宅が集積しています。

生活排水の処理方法については、公共下水道事業や浄化槽設置整備事業等により徐々に普及率が向上しています。

那珂川町生活排水処理人口普及率

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
公共下水道	2,948	3,129	3,183	3,173	3,176
農業集落排水	786	767	763	763	766
合併処理浄化槽	5,201	5,687	5,999	6,262	6,345
小計	8,935	9,583	9,945	10,198	10,287
単独処理浄化槽または汲み取り	10,626	9,761	9,108	8,581	8,232
合計	19,561	19,344	19,053	18,779	18,519
普及率	45.7%	49.5%	52.2%	54.3%	55.5%

那珂川町上下水道課調べ（平成25年4月1日現在）

基本計画



五月の朝

第1部 環境施策の推進

1 施策の体系



2 環境施策の推進

本町の望ましい環境像及び基本目標の達成に向けて、個別目標ごとに現状と課題を明らかにし、以下のとおり取り組む内容を示します。

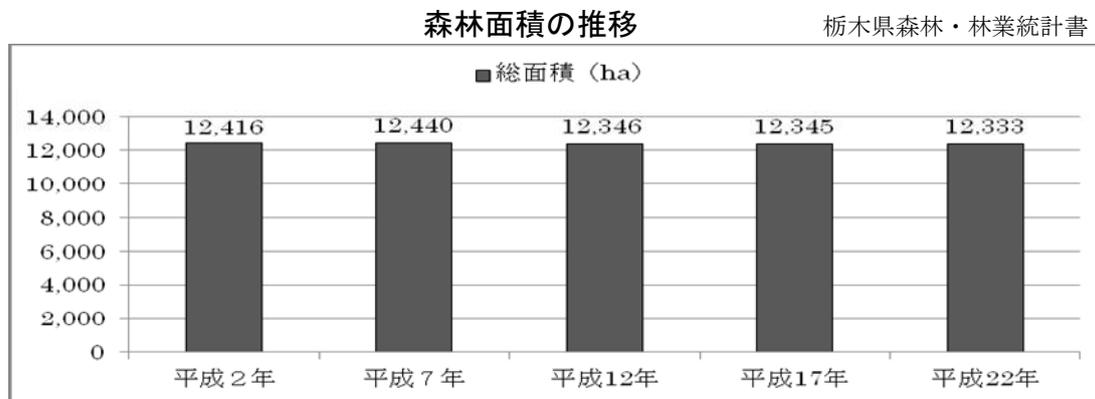
(1) 美しい自然と共生するまち（自然環境）

豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組み、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指します。

1) 森林の保全

<現況>

本町の森林面積は、123.33km²で全体の64%を占め、防災、水源涵養及び環境保全等多面的機能を果たしています。本町には、八溝県立自然公園、県自然環境保全地域等が位置しており、豊かな森林が広がっています。しかし、近年、林業者の高齢化や後継者不足と収益性の低下等から、放置された森林が目立っています。



とちぎの元気な森づくり事業（市町村交付金）

年 度	里山の整備		里山の管理		そ の 他
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
平成 20 年度	5	21.7			
平成 21 年度	3	10.3	5	21.9	
平成 22 年度	5	18.0	5	41.2	里山拠点施設新築 1棟
平成 23 年度	16	65.6	7	59.2	
平成 24 年度	3	18.0	22	124.8	生物多様性モデル林整備 5.0ha 提案型里山林整備 5.0ha



木の駅プロジェクトばとう

<課題>

多面的な公益的機能を将来にわたって維持するため、新たな森林の担い手をどう確保するか等、町や森林組合及び林業経営者における取り組みが必要となっています。森林は、水の涵養、土地の安定性、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全等、様々な環境保全機能を有し、総合的な環境保全に寄与する重要な位置づけを有することから、里山の保全と樹林の育成について配慮する必要があります。

① 森林資源の有効利用

<住民の行動>

- 住宅建築の際には、地元木材を積極的に活用します。
- 間伐材や木材のバイオマスへの活用を図ります。

<事業者の行動>

- 住宅建築の際には地元木材が利用されるようにPRし、自らの事業においても積極的に活用します。
- バイオマス資源の活用を図ります。

<行政の行動>

- 地元木材を使用した住宅補助事業を推進します。
- バイオマス資源の活用を推進します。
- すくすくの森・カタクリ山公園の維持管理に努めます。
- 「森林GIS」による情報提供に取り組みます。

② 里山の整備

<住民の行動>

- 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や各種の森林整備事業に参加します。
- 自然公園の整備に参加します。
- 間伐、下草刈り等、個人所有の里山の整備を行います。
- 林道の整備と維持管理に努めます。

<事業者の行動>

- 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や各種の森林整備事業に参加します。
- 自然公園の整備を支援します。
- 間伐、下草刈り等、事業所所有の里山の整備を行います。
- 林道の維持管理に努めます。
- 身近な里山へ環境影響を及ぼさないよう、排出ガス、排水に留意します。

<行政の行動>

- スギ、ヒノキなどの適正な育林を推進します。
- 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や各種の森林整備事業を推進します。
- 自然公園の維持管理に努めます。
- 里山の適正な維持管理について支援します。
- 林道の整備と維持管理に取り組みます。

③ ボランティアの育成

<住民の行動>

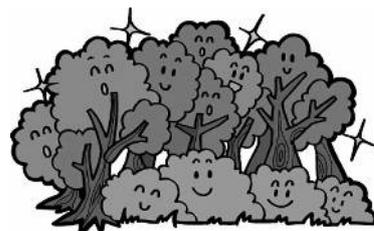
- 森林ボランティア等で行う各種森づくり体験等に積極的に参加します。

<事業者の行動>

- 森林ボランティア等で行う各種森づくり体験等に積極的に参加します。
- 森林インストラクター等の活動支援を行います。
- 企業の森づくりを推進します。

◆ミニ環境辞典◆
「とちぎの元気な森づくり
県民税事業」

栃木県下で平成20年度から実施されている、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための事業で、元気な森づくり、森を育む人づくりを包括します。財源は『とちぎの元気な森づくり県民税』の税込等とし、他の財源と区分して透明性を確保するために『とちぎの元気な森づくり基金』として管理運営されています。



<行政の行動>

- 森林ボランティアを育成し、活動を支援します。
- 自然ふれあい活動指導員、森林インストラクター等の育成を支援します。
- 企業の森づくりを支援します。

④ 緑との触れ合い促進

<住民の行動>

- 都市交流事業に積極的に参加します。
- 森林浴やすくすくの森・カタクリ山公園・岩うちわ群生地等の保全活動に参加します。

<事業者の行動>

- 都市交流事業に積極的に参加します。
- 森林浴やすくすくの森・カタクリ山公園・岩うちわ群生地等の保全活動に参加します。

<行政の行動>

- 都市交流、森林育成体験事業の場をつくります。
- 森林セラピー等森林の新たな活用の普及に努めます。
- すくすくの森・カタクリ山公園・岩うちわ群生地等の保全に努めます。

⑤ 松くい虫防除

<住民の行動>

- 個人所有の里山の松くい虫防除に協力します。

<事業者の行動>

- 事業所所有の里山の松くい虫防除に協力します。

<行政の行動>

- 松くい虫防除のための衛生伐を実施します。
- 松くい虫に強い松の植林を促し、適正な森林管理となるよう誘導します。

◆ミニ環境辞典◆
「森林セラピー」

森林や森林を取り巻く環境などを活用して、健康の回復・維持・増進を図るための取り組みです。森林浴などのレクリエーション活動や、医療、リハビリテーション、カウンセリング活動などがあります。森林がもつ癒しの効果を科学的に解明し、こころと身体の健康に活かした試みとして注目されています。

森林セラピー普及の取り組みの1つとして、「セラピーロード」「森林セラピー基地」の認定などが行われています。




2) 農地の保全

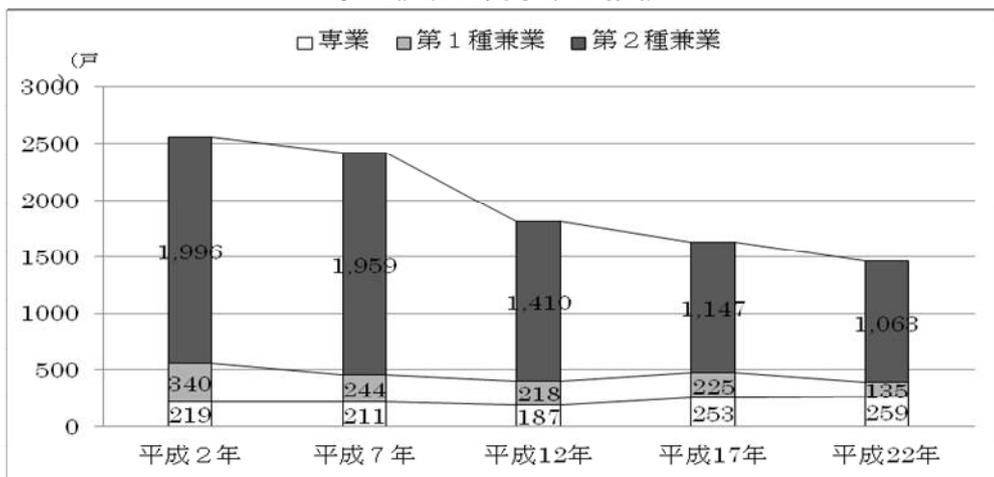
<現況>

本町の農業就業戸数は1,457戸で、耕地面積2,910haのうち、田1,960ha、畑950haであり、那珂川流域では比較的圃場の整備が進んでいますが、山間の一部耕作地については、整備が遅れており生産効率はよくありません。

<課題>

このような状況の中、零細で分散型の農地所有者が多く、また、農産物の価格の低迷と後継者不足により、遊休農地が318haと年々増加の傾向にあり、抜本的な農業政策が必要となっています。農地は、食物の生産のみならず、水の涵養、生物多様性の保全、自然との触れ合いの場の提供等環境面からも多機能を有していることから、適正な保全を図る必要があります。

専・兼業別農家数の推移



農林業センサス

遊休農地の推移

年度	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
面積(ha)	201	286	321	318

農業センサス

① 農地保全の推進

<住民の行動>

- 遊休農地の荒廃を防ぎ、農地を適正に管理します。
- 中山間直接支払い制度、農地・水・環境保全事業等の共同作業に参加します。

<事業者の行動>

- 地域が一体となった農地・水・環境保全事業等の共同作業を支援します。

農地・水・環境保全事業



<行政の行動>

- 農地・水・環境保全事業や中山間直接支払い事業を推進します。
- 都市交流、農業体験ツアー等の場をつくります。
- 休耕田を体験農場とするよう誘導し、その斡旋を行います。

② 農地の有効活用の推進

<住民の行動>

- 遊休農地等を貸し農園や体験農場として利活用し、都市住民との交流を図ります。
- 地区の農業祭等に参加します。

<事業者の行動>

- 貸し農園や体験農場を利活用した都市住民との交流を支援します。

<行政の行動>

- 遊休農地等を貸し農園や体験農場となるよう誘導し、その斡旋を行います。
- 水田経営とちぎモデル条件整備事業、農地のオーナー制度に取り組みます。
- 各地域の農地を利用したイベントを支援します。

③ 農業振興の促進

<住民の行動>

- 地域でとれた農産物を積極的に購入し消費します。
- 消費者の立場から生産者に対して商品の評価、要望等の情報を提供します。



道の駅ばとう 農産物直売所

<事業者の行動>

- 地域でとれた農産物のPR及び販売に積極的に取り組みます。
- 都市部の消費者に地域の安全安心な食品の情報提供に努めます。
- バイオマス廃熱を利用した特産品の開発に努めます。

<行政の行動>

- 地域の農産物のブランド化による安定した販売ルートの開拓を促進します。
- 地産地消の推進を図ります。
- 小中学校の体験農業や食育実践事業を推進します。
- バイオマス廃熱を利用した特産品の開発を支援します。

3) 水辺の保全

<現況>

本町の中央を南流する那珂川は、東日本有数の天然鮎の遡上を誇り、東の四万十川とも呼ばれています。また、その支流や山間の沢及び農業用水路についても数多くの魚類や水生昆虫等が生息しています。

<課題>

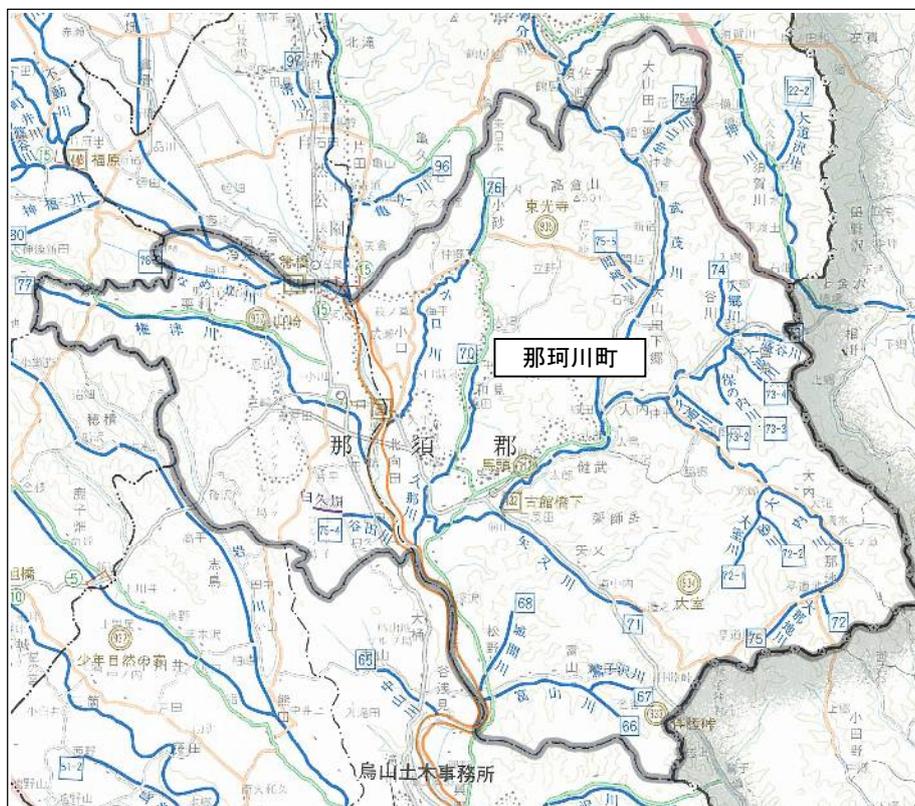
身近で豊かな自然環境を形成する水辺環境については、安全性、治水、利水の側面からだけでなく、水辺環境がもつ環境保全機能に十分配慮し、生き物の生息・生育の基盤としてとらえ、保全・整備を行う必要があります。

豊かな水辺環境をふるさとの観光資源として、都市との交流や観光客の誘致に活かされておらず、水辺環境の保全と活用を考える必要があります。

また、住民生活との関わり合いや景観形成等、水辺のもつ郷土、風土的な役割に

も配慮し、河川等の本来あるべき姿を保全、創出し、併せて生き物の生息環境を整備する必要があります。

那珂川町の一級河川



栃木県河川図

① 水辺の有効利用

<住民の行動>

- 都市交流事業の川遊び、自然観察会等の学習会に積極的に参加します。

<事業者の行動>

- 地域住民と共に自然観察会、学習会に参加します。
- 美しい水辺空間を都市部に向けて積極的にPRします。

<行政の行動>

- 河畔のキャンプ場の良好な管理に努めます。
- 河川を活用したカヌーくだり、川遊びの設営を行います。
- 小中学校の自然体験等各種の都市交流事業を展開します。

② 親水空間整備の促進

<住民の行動>

- 日頃から水辺の良好な環境整備活動に参加します。
- 水辺空間を積極的に利用し、水辺に親しみます。

<事業者の行動>

- 地域住民と共に河川愛護活動等のボランティア活動に参加します。
- 郷土の美しい資産である水辺空間を都市部に向けて積極的にPRします。

<行政の行動>

- 水辺の環境景観を常に良好な状態にするため、河川愛護活動を実施します。
- 小学校の観察池をビオトープとして活用するよう推進します。
- 親水公園の維持管理に努めるとともに、有効利用を図ります。

◆ミニ環境辞典◆
ビオトープ

ビオトープ(Biotop、ドイツ語)は、生物群集の生息空間を示す言葉です。日本語でもカタカナのまま用いられますが、あえて訳す場合は生物空間、もしくは生物生息空間とされます。



③ 生物と共生する水辺空間の整備

<住民の行動>

- 日頃より水生生物に優しい生活排水に心がけます。

<事業者の行動>

- 水生生物がすみやすい河川環境を守るため、常に排水対策の向上に努めます。

<行政の行動>

- 魚類や水生昆虫等の水生生物が生息しやすい河川環境と自然護岸の整備に努めます。
- 水生生物の観察やふれあいの場の整備を進めます。
- 下水道の加入促進を図るとともに、生活排水の浄化対策に努めます。

④ 水辺の生態系の保全の促進

<住民の行動>

- 「ホテルの里づくり」等の事業を地域において推進します。
- 魚類や水生昆虫等の生息調査に参加し、郷土の自然資源の魅力を認識し、保護に努めます。

<事業者の行動>

- 地域が進める「ホテルの里づくり」等に協力します。
- 地域住民と魚類や水生昆虫等の生息調査や地域の自然保護活動に協力し、保護に努めます。

<行政の行動>

- 地域が進める「ホテルの里づくり」等を支援します。
- 魚類や水生昆虫等の生息調査を実施し、その結果を公表し、常に良好な生態系の保全に努めます。
- 河川の水質調査を定期的実施します。
- アユ、ヤマメの放流事業を支援します。

⑤ 水辺での触れ合いの促進

<住民の行動>

- 暮らしに潤いとゆとりを与えてくれる水辺の散策路を利用します。
- 堤防の花木の植栽に協力します。

<事業者の行動>

- 水辺の散策路を利用すると共に、花木の植栽に協力します。

<行政の行動>

- 河川管理者に堤防の多目的活用として散策路の整備を要請します。
- 堤防を利用した花木の植栽を推進します。

(2) 潤いと安らぎのあるまち（生活環境、快適環境）

身近な環境や景観の保全などに取り組み、安全安心で「潤いと安らぎのあるまち」の実現を目指します。

1) 大気の保全、悪臭の防止

<現況>

大気の汚染に関しては、環境基本法（1993年）に基づき、浮遊粒子状物質（SPM）やダイオキシン類、微小粒子状物質（PM2.5）他8項目について、環境基準が設定されています。

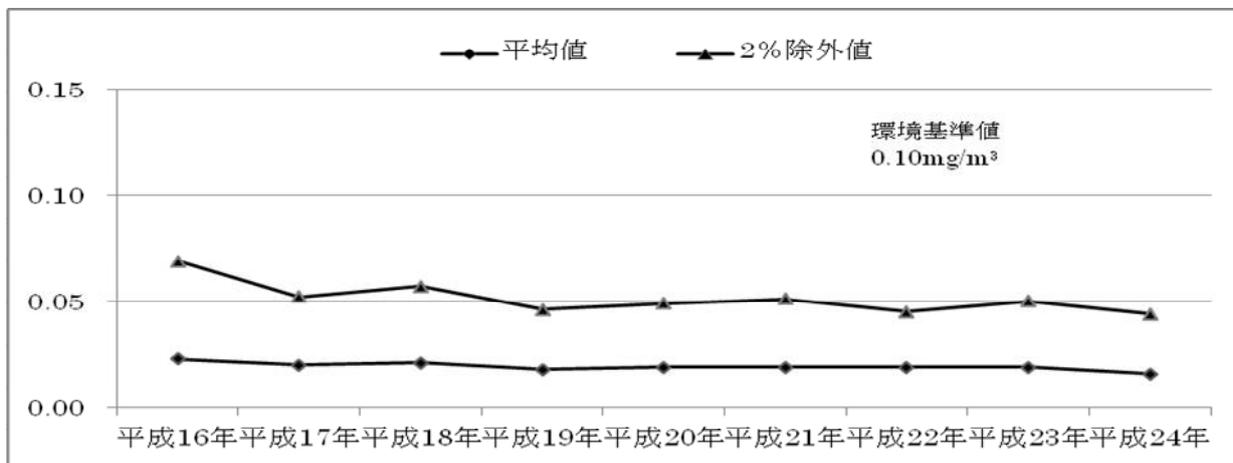
栃木県内には大気環境を測定する一般環境測定局26局、自動車排出ガス測定局11

局（どちらも H25. 3. 31 現在）が栃木県及び宇都宮市により整備されております。そのうち本町には、県設置の一般環境測定局 1 局が小川庁舎に設置されており、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの 2 項目を測定しています。環境基準の達成状況に関しては、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、データが示すとおり基準値を超える時間数が減少傾向にあります。微小粒子状物質（PM2.5）については、県南那須庁舎において平成 23 年 10 月から計測が開始されましたが、環境基準を超えた日数は 4 日以内となっています。

本町の道路は、国道、主要地方道、一般県道、町道が地域を連絡しています。移動発生源である車の交通量は、国道 294 号で 6,803 台/24 時間と最も多く、次いで国道 293 号と主要地方道矢板那珂川線の約 3,000 台/24 時間となっていますが、その他の道路では、300~1,600 台/24 時間程度となっています。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により発生した原子力発電所事故により放出された放射能物質による大気への影響については、県が設置しているモニタリングポストによる常時監視と、町内小中学校等において定期的に空間放射線量を計測しています。

那珂川町の大気汚染の状況（浮遊粒子状物質）

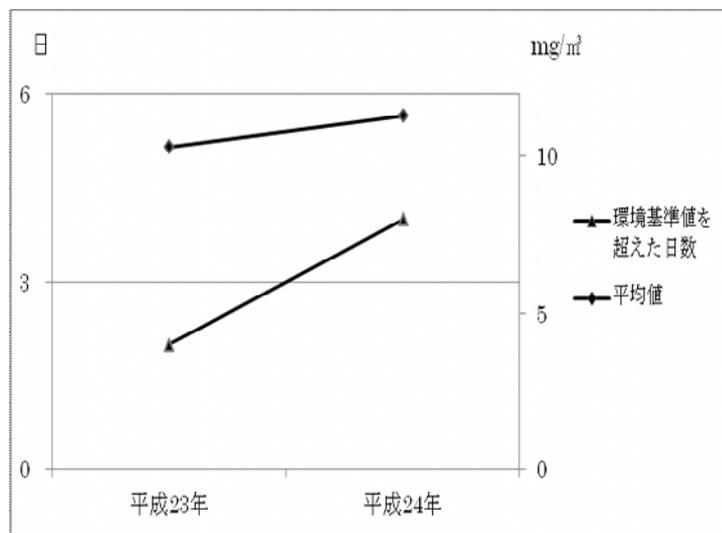


	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平均値 (mg/m ³)	0.023	0.020	0.021	0.018	0.019	0.019	0.019	0.019	0.016
2%除外値 (mg/m ³)	0.069	0.052	0.057	0.046	0.049	0.051	0.045	0.050	0.044

栃木県ホームページ「とちぎの青空」（一般環境大気測定結果）

那珂川町の大気汚染の状況

(微小粒子状物質(PM2.5))



栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

	平成23年度	平成24年度
平均値(mg/m ³)	10.3	11.3
環境基準値を超えた日数	2	4

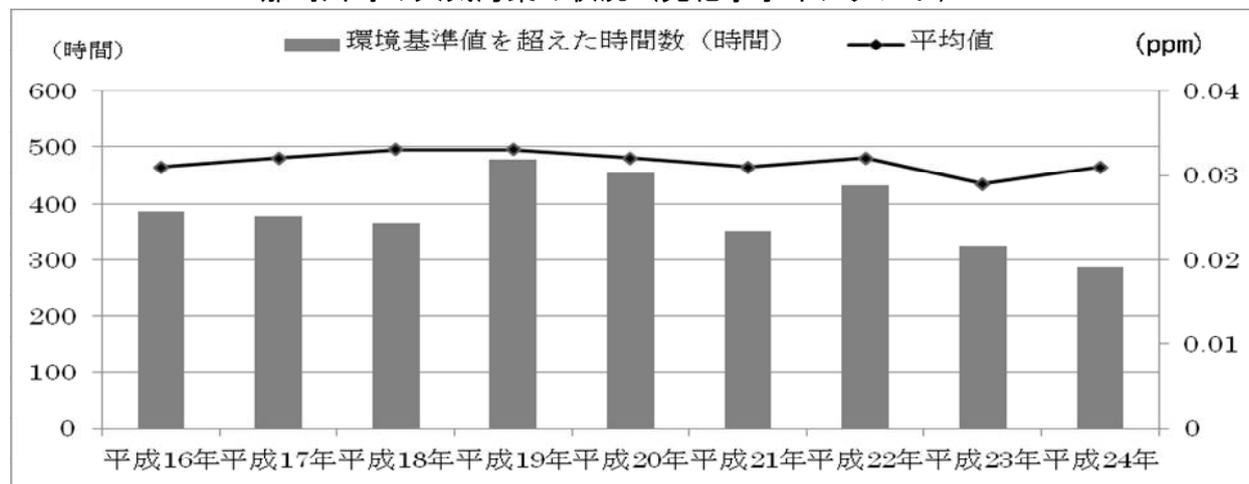
※平成23年10月からの計測による

◆ミニ環境辞典◆ 2%除外値

2%除外値は、大気汚染物質濃度の1日の平均値のうち、高い方から2%のデータを除外した後の最高値です。365日分のデータがある場合には、高い方から8番目の値になります。

2%除外値や98%値は日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価するとき用います。年間の有効な日平均値を大きい順にならべた場合、上位の値は変動が大きく、異常値や突発的な要素が多いといわれています。そのため測定値数の上位2%を除外した値の最高値(2%除外値)または下位から98%に相当する値(98%値)を用いて評価します。データを大きさの順に並べると、2%除外値と98%値は一致します。

那珂川町の大気汚染の状況 (光化学オキシダント)



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平均値 (ppm)	0.031	0.032	0.033	0.033	0.032	0.031	0.032	0.029	0.031
環境基準値を超えた時間数	386	377	365	477	454	351	433	325	286

栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

大気汚染防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
大気汚染防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定める大型のボイラーや土砂またはセメント用のベルトコンベア等の使用でばい煙や粉じん等を発生、排出する工場や事業場を特定施設といたします。	20	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。

那珂川町住民生活課

悪臭防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
悪臭防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める肥料の製造や一定規模以上の豚・鶏の飼養において悪臭を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	2	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、町長へ届出をしなければなりません。

那珂川町住民生活課

大気汚染や悪臭に関する苦情受付件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度
6件	3件	3件

那珂川町住民生活課

◆ミニ環境辞典◆

移動発生源・固定発生源

大気汚染の発生源のうち、移動するものを、「移動発生源」と言います。自動車、船舶、航空機、鉄道車両（ディーゼルエンジン駆動）など、燃料を燃焼させることによって動力を得て走行、移動し、大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等を排出する発生源の総称です。これに対して、工場などの移動性のないものは「固定発生源」といい、機器の内容、排出量等によって届出等の義務が関係法令で規定されています。

自動車については、大気汚染防止法（1968）で大気中に排出される自動車排ガス量の許容限度や燃料の性状に関する許容限度等を定め、大気中の排出を規制しています。

◆ミニ環境辞典◆

大気汚染物質

◆浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、火山、森林火災などもあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

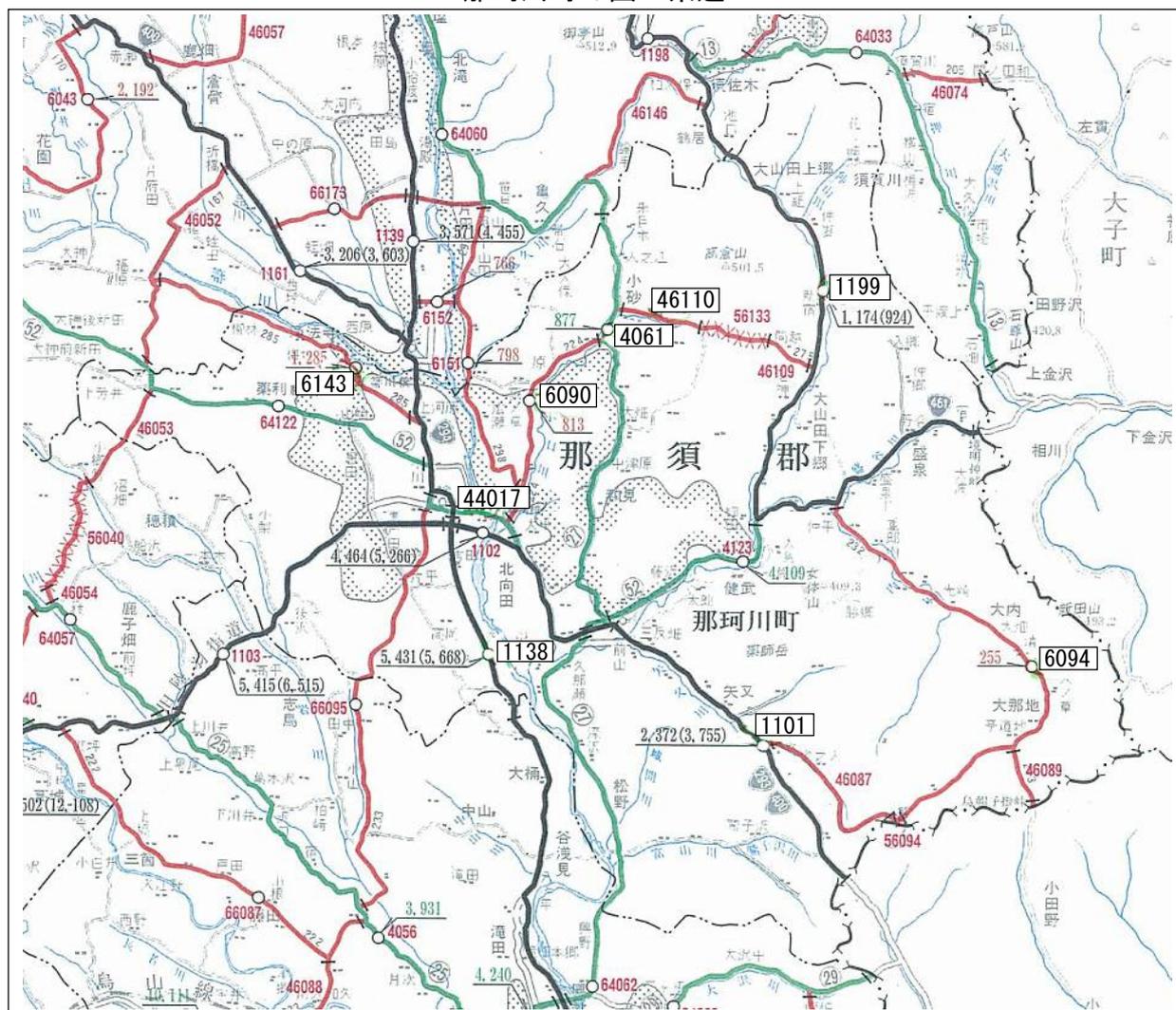
◆光化学オキシダント（Ox）

オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする、酸化性物質の総称です。

◆微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質の中で、特に粒径2.5μm（マイクロメートル）以下のものをいいます。発生源としては、工場のばい煙や自動車排ガスといった化石燃料の燃焼などの人の活動に伴うもののほか、火山の噴出物や波しぶきなどによる海塩の飛散等の自然界由来のものがあります。

那珂川町の国・県道



道路交通センサス

交通量調査結果

(台/24時間)

区分	路線名	調査地点番号	平成11年	平成17年	平成22年
国道	293号	1101	3,014	3,084	3,024
	294号	1138	7,976	7,060	6,803
	461号	1199	1,783	1,526	1,247
主要地方道	那須黒羽茂木線	4061	1,254	1,131	1,113
	矢板那珂川線	44017	4,760	3,060	2,942
一般県道	小砂小口線	6090	1,330	1,049	1,193
	矢又大内線	6094	281	329	956
	大山田下郷小砂線	46110	745	309	324
	福原小川線	6143	396	1,658	1,631

道路交通センサス

<課題>

本町内における工場、事業所等においては法令に基づき、大気汚染の未然防止に努めています。引き続き、取り組みの徹底に向けて適切な指導や啓発に努めていく必要があります。

また、本町においては、ごみの野焼きについて、廃棄物処理法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき啓発と周知を実施していますが、一部の家庭では、家庭ごみを焼却しているケースがみられるため、更なる周知と指導が必要です。

大気汚染や悪臭に関する苦情においても、情報の提供に対しての迅速かつ適切な対応が必要です。

移動発生源である自動車については、アイドリングストップ等、環境負荷の低減に向けてさらなる啓発活動が必要と考えられますが、個々の運転者に対する注意等は難しく、指導方法や啓発活動等がこれからの課題といえます。

なお、空間放射線量については、引き続き県が設置しているモニタリングポストの計測値を注意深く監視するとともに、町内の施設についても必要に応じて計測し計測値を公表していく必要があります。

町が導入した電気自動車



① 工場、事業所等による大気汚染防止

<住民の行動>

- 異常な発煙・異臭を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

<事業者の行動>

- すべての工場、事業所等において、大気汚染防止に努めます。

<行政の行動>

- 町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、大気汚染防止の取り組みを周知します。
- 大気汚染防止への取り組みが十分でない工場、事業所等には指導を行います。

② 野焼き等に対する指導

<住民の行動>

- 家庭から出たごみ等は適正に処理します。
- 見かけたときは、関係機関に情報の提供をします。

<事業者の行動>

- 工場、事業所等から排出されたごみは適正に処理します。

<行政の行動>

- 野焼きの禁止については、町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、啓発活動を行います。
- 関係機関と連携し、野焼きへの指導を行います。

③ 自動車排気ガス対策の推進

<住民の行動>

- 環境にやさしい運転を心がけます。
- 低公害車（ハイブリッド自動車等）の購入に努めます。

<事業者の行動>

- 自動車の省エネ運転やアイドリングストップに努めます。
- 低公害車（ハイブリッド自動車等）の導入に努めます。

<行政の行動>

- 低公害車（ハイブリッド自動車等）を導入します。
- アイドリングストップや自動車排出ガス対策について、町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、啓発活動を行います。
- ケーブルテレビ等を活用し、オキシダント濃度の公表や注意報発令を行います。

◆ミニ環境辞典◆ 野焼き

家庭や会社からでるごみを適切な焼却施設を使用しないで、野外で焼却することをいい、廃棄物処理法で禁止されています。

なお、落ち葉など一般家庭におけるたき火、田んぼでの稲わらの焼却などの農林水産業を営む上でやむを得ない焼却や、どんど焼きなどの伝統文化行事として行われる焼却などは対象外とされている。



④ 悪臭発生源対策の推進

<住民の行動>

■異臭・悪臭を感じたときは、関係機関へ情報提供します。

<事業者の行動>

■すべての工場、事業所等において、悪臭発生の防止に努めます。

<行政の行動>

■県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。

2) 水質の保全

<現況>

公共用水域及び地下水に係る水質汚濁に関しては、環境基本法に基づき、カドミウム等について環境基準が設定されています。

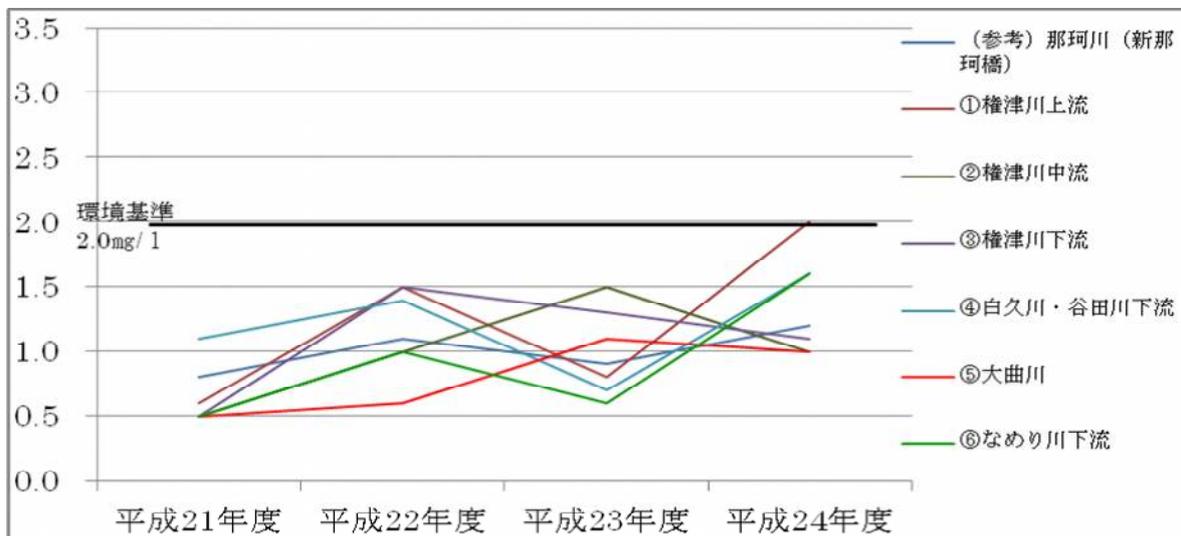
また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）に基づいて水質の汚染に係る環境基準が設定されています。

本町においては、町内河川 25ヶ所、ゴルフ場下流域 5ヶ所で毎年 2回（おおむね 8月・2月）水質検査（pH、BOD、大腸菌群、透視度）を行っており、栃木県においても町内河川 3ヶ所で調査（生活環境項目の pH や BOD、大腸菌群数等 10種類は毎月、健康項目や特殊項目、その他の項目は年に数回）を実施しています。水質指標の 1つである生物化学的酸素要求量（BOD）については、平成 24年度は 3ヶ所の地点で環境基準（A 類型：2.0mg/l 以下）を超えています。

那珂川町の水質汚濁の状況

※那珂川及び権津川等水系（BOD値）①

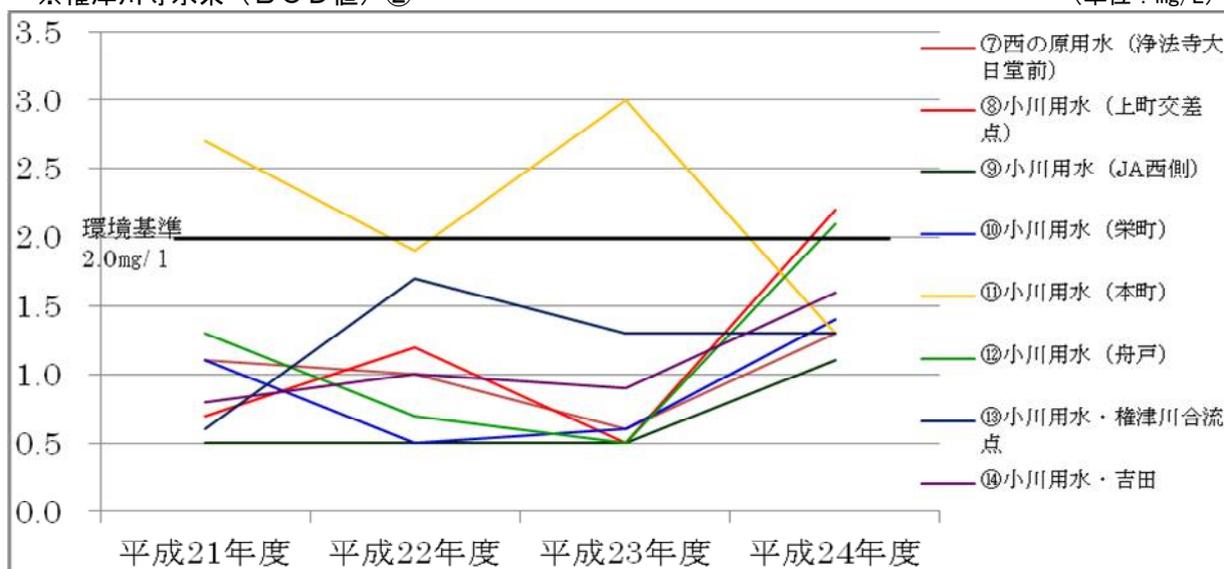
（単位：mg/L）



那珂川町住民生活課

※権津川等水系（BOD値）②

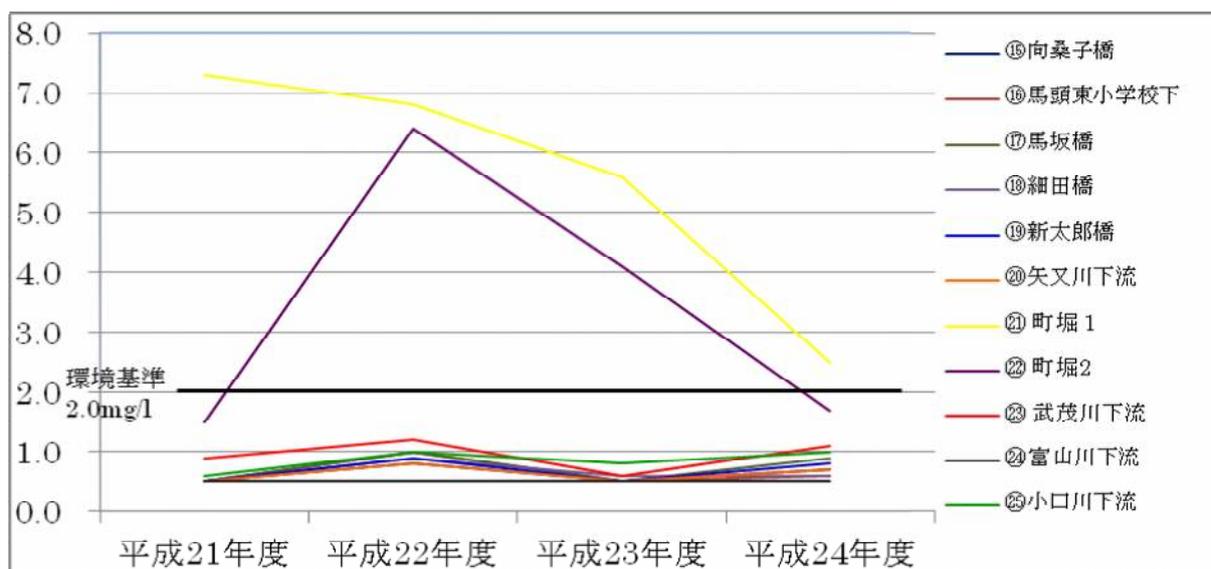
（単位：mg/L）



那珂川町住民生活課

※武茂川水系（BOD値）

（単位：mg/L）



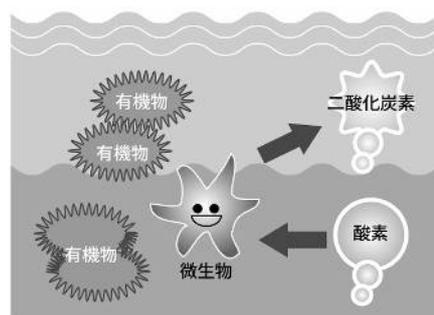
那珂川町住民生活課

◆三二環境辞典◆

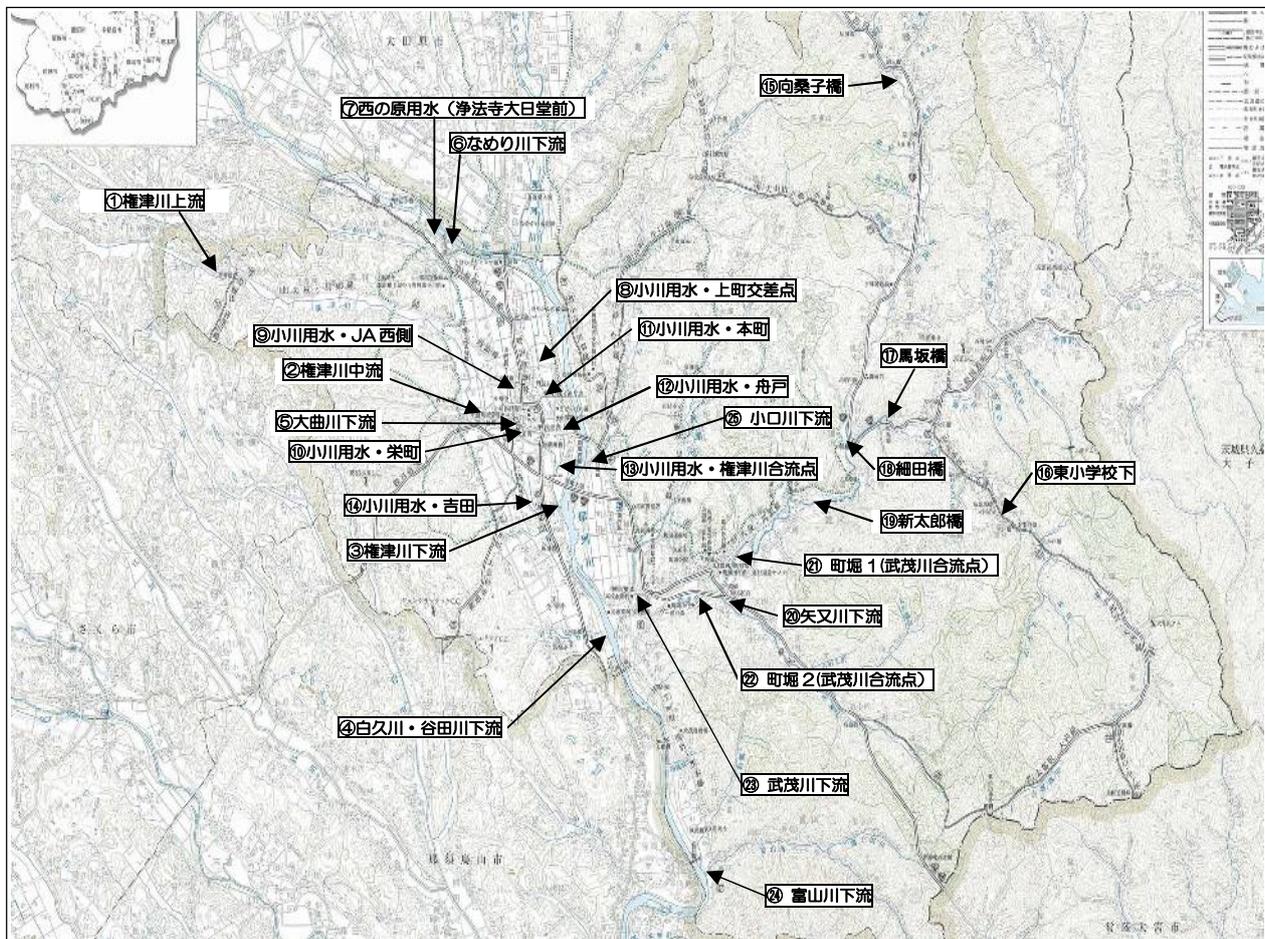
BOD

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められています。また水質汚濁防止法（1970）に基づく排水基準が定められており、BODが高いと溶存酸素（水中に溶解している酸素の量のこと）が欠乏しやすくなり、10mg/l以上で悪臭の発生等がみられます。



調査地点図



栃木県データ／那珂川町住民生活課調べ

水質汚濁防止に関し法律や県条例等で定める施設

特定施設	工場・事業場数	備考
水質汚濁防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定める食品加工や旅館業、一定規模以上の畜産業等において汚水等を発生、排出する工場や事業場を特定施設といたします。	184	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

水質汚濁に関する苦情受付件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度
0件	0件	1件

那珂川町住民生活課調べ

<課題>

本町内における工場、事業所等においては法令に基づき、水質の保全に努めています。引き続き、取り組みの徹底に向けて適切な指導や啓発に努めていくことが課題といえます。

また、本町では公共下水道への接続や浄化槽の設置を推進しています。平成25年4月1日現在で生活排水処理人口普及率は55.5%に達していますが、一部では適切な処理をしないまま排水を行っている家庭も見受けられます。そのため、さらなる公共下水道への接続や浄化槽の設置を促す必要があります。

なお、年2回実施している水質検査において、環境基準を超えている地点もあることから、引き続き水質検査を実施し、改善に努める必要があります。

① 工場、事業所等による水質汚濁防止

<住民の行動>

- 異常な排水や異臭を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

<事業者の行動>

- すべての工場、事業所等において水質汚濁の防止に努めます。

<行政の行動>

- 法令に基づき、適正な監視と指導に努めます。
- 水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。

② 生活排水対策の推進

<住民の行動>

- 公共下水道への接続または浄化槽の設置に努めます。

<事業者の行動>

- 公共下水道への接続または浄化槽を適切に管理します。

<行政の行動>

- 平成30年度までに生活排水処理人口普及率60%以上を目指します。
- 県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。
- 水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。
- 節水への取り組みを呼びかけます。

③ 河川水質の監視

<住民の行動>

- 農薬等の適正使用・適正処分に努めます。
- 河川の汚濁や異臭などの情報の提供に努めます。

<事業者の行動>

- 農薬・薬品等の適正使用・適正処分に努めます。



町掘の状況

<行政の行動>

- 水質検査の年2回実施と監視体制の強化に努めます。
- 町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等によって水質検査結果を公表し、水質保全の関心を高めます。

3) 騒音・振動の防止

<現況>

本町内の工場、事業所等においては、法令に基づき、騒音・振動対策に努めており、事業所によっては、自主的に騒音・振動調査も実施しています。しかし、一部の工場、事業所等においては、騒音・振動対策が十分でないところもあります。

騒音規制に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
騒音規制法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定めるプレス機やせん断機等の使用で騒音を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	11	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、町長へ届出をしなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

振動規制に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
振動規制法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定めるプレス機やせん断機等の使用で振動を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	10	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、町長へ届出をしなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

騒音に関する苦情受付件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度
1件	0件	1件

那珂川町住民生活課調べ

<課題>

本町に寄せられた騒音や振動に関する苦情については、引き続き、工場・事業所等に指導を行うとともに、騒音、振動の防止の啓発を行う必要があります。

また、自動車交通騒音の防止に向けて、交通の円滑化を図るとともに、違法改造・整備不良による騒音を減らすため、マナーアップのPRを図る必要があります。

① 工場、事業所等による騒音、振動防止

<住民の行動>

■異常な騒音、振動を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

<事業者の行動>

■すべての工場等において、騒音、振動防止の取り組みに努めます。

<行政の行動>

■騒音、振動防止の適切な指導や啓発を行います。

② 生活騒音の防止

<住民の行動>

■車両の適正な整備や、農機具等の使用マナーアップに努めます。

<行政の行動>

■関係機関と連携し、生活騒音を出さないようマナーアップの啓発活動を行います。

4) 清潔なまちづくり

<現況>

住民や事業所による道路・河川の清掃活動が広く行われるようになってきましたが、道路周辺にごみの散乱や違法な屋外広告物が見受けられます。

また、多くの方がペットを飼うようになってきましたが、一部にマナーの悪い飼い主が見受けられます。

不法投棄対策については、2名の監視員により10日／月程度の巡回監視や防止対策看板の設置など、未然防止対策を行っていますが、依然として不法投棄が後を絶ちません。

なお、北沢地区に不法投棄された廃棄物については、これを適正処理するため現在県営管理型最終処分場の建設計画が進められています。

不法投棄件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度
60件	39件	39件

那珂川町住民生活課調べ

廃棄物投棄に関する苦情受付件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度
9件	5件	14件

那珂川町住民生活課調べ

<課題>

環境美化については、道路周辺のごみの散乱を防止するために、道路清掃や花いっぱい運動の充実を図るとともに、屋外広告物の適正な掲出を徹底する必要があります。

また、ペットの飼い主については飼育のマナーや責任が求められており、それらについて、引き続き指導・啓発する必要があります。

不法投棄は生活環境や自然環境の破壊につながることから、監視体制の充実と強化を図ることが急務となっています。

なお、北沢地区の不法投棄物については、早期解決を図る必要があります。

道路花いっぱい事業



① 環境美化活動の推進

<住民の行動>

- 沿道のごみ拾いや草花の植栽など、環境美化活動に努めます。
- 環境美化などのボランティアに参加します。

<事業者の行動>

- 環境美化などのボランティア活動に協力します。

<行政の行動>

- ごみのポイ捨て禁止や花いっぱい運動などの環境美化運動を推進します。
- 環境美化などのボランティア団体育成や活動を支援します。

② 不適正広告物の禁止

<住民の行動>

- 不適正な広告物を見かけたら、速やかに町に通報します。

<事業者の行動>

- 広告物の適正な掲出に心がけ、良好な景観の保全に協力します。

<行政の行動>

- 町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、広告物の適正な掲出について啓発活動を行います。
- 不適正広告物の監視、指導を行います。

③ ペットの適正飼育に関する啓発

<住民の行動>

- ペットは適正に飼育し、最後まで愛情と責任をもって飼うようにします。

<行政の行動>

- 正しいペットの飼い方など啓発事業への参加を促します。
- 広報やケーブルテレビ等で正しいペットの飼い方に関する啓発活動を行います。

④ 不法投棄対策

<住民の行動>

- 廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対に行いません。

- 不法投棄を見かけたら、速やかに町に通報します。
- 不法投棄場所とならないための、所有地管理に努めます。

<事業者の行動>

- 廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対に行いません。

<行政の行動>

- 不法投棄監視員による監視を強化するとともに、巡回パトロールの充実を図ります。
- 広報、ケーブルテレビ等で適切なごみ分別や出し方、不法投棄防止の啓発活動を行います。
- 北沢地区の不法投棄問題の解決に向け、県営管理型最終処分場建設を促進します。

5) 良好な景観の形成

<現況>

農村地域では、緑豊かで四季が感じられる「日本の原風景」ともいえる集落の景観が色濃く残されています。

一方、市街地においては景観形成のための街なみ環境整備が一部行われてきましたが、良好な景観形成には至っていません。

<課題>

市街地では、郊外の道路整備などで空洞化などが進むと想定されることから、景観形成を目的とした新たな整備計画の必要性があり、農村地域では、優れた景観を後世に継承できるよう保全に努める必要があります。

市街地の街なみ



① 美しい街なみの形成

<住民の行動>

- 街なみや自然景観に配慮した建物づくりに協力します。

<事業者の行動>

- 周辺景観との調和に配慮したまちづくりに協力します。

<行政の行動>

- 街なみや自然景観に配慮した総合的な景観形成事業を展開します。
- 周辺景観に配慮した公園などの設置や景観に合ったイベントを開催します。

② 公共施設の美化

<住民の行動>

- 公園や運動場などの利用マナーを守ります。

<事業者の行動>

- 公園や運動場などの美化活動に協力します。

<行政の行動>

- 公共施設の環境保全や美化活動を推進します。

③ 空き地等の管理

<住民の行動>

- 個々で所有する空き地等は、適切な管理に努め、近隣住民に迷惑がかからないようにします。

<事業者の行動>

- 事業者が所有する空き地等については、適切な管理に努め、近隣住民に迷惑がかからないようにします。

<行政の行動>

- 空き地等については、所有者の責任において適切に管理するよう指導します。
- 空き施設における土地利用のあり方を検討し、環境保全に努めます。

6) 緑化の推進

<現況>

公園や運動場の樹木の手入れなどは、ボランティアにも協力してもらっています。

また、毎年、県、町、緑化推進委員会の共催で、住民に無償苗木を配布し緑化活動の推進を行っています。

<課題>

公共の緑地は、様々な環境保全機能を有することから、適切な管理と緑化の推進を図る必要があります。

また、地域においても、良好な景観づくりのため、身近な緑化の推進が必要です。



緑化苗木配布会

① 公共施設等の緑化

<行政の行動>

- 公共施設などの緑化を推進するとともに、適切な管理を行います。

② 身近な緑化

<住民の行動>

- 地域で行われる緑化活動に参加します。
- 家庭の生垣、庭木等は適切に管理します。

<事業者の行動>

- 地域で行われる緑化活動に協力します。

<行政の行動>

- 苗木配布会を継続し、地域の緑化活動を支援します。
- 町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、緑化推進の啓発活動を行います。

(3) 循環型社会を目指すまち（地球環境、資源循環、エネルギー）

一人ひとりが限りある資源を大切に生活スタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の推進などに取り組み、「循環型社会を目指すまち」の実現を図ります。

なお、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災での原子力災害によって放出された放射性物質は、様々な分野に甚大な影響を及ぼしています。当町においても、「循環型社会を目指すまち」として長期的に取り組むこととする。

1) 廃棄物の減量、資源の循環

<現況>

本町における一般廃棄物の推移をみると、平成 15 年度の人口及び世帯数は 21,119 人、5,966 世帯で、年間の一般廃棄物排出量は 5,736t でした。平成 24 年度では、人口が 18,779 人（平成 15 年度比較：2,340 人減）、世帯数が 6,110 世帯（平成 15 年度比較：144 世帯増）で、年間排出量は 5,291t（平成 15 年度比較：445t/年減）でした。年間の一般廃棄物排出量は人口減少に応じ減少傾向にあります。一人当たりの排出量を比較すると、平成 15 年に 272kg/年であったのに対し、平成 24 年には 282kg/年と増加しています。

これは住民の生活スタイルが大量消費型のままであることが大きな理由であると考えられます。また、ごみの処理については、リサイクル率、資源化率が低いこと、事業所のごみと家庭のごみとが混ざって排出されている状況がみられます。さらに南那須地区広域行政事務組合の保健衛生センターの老朽化も進行しています。

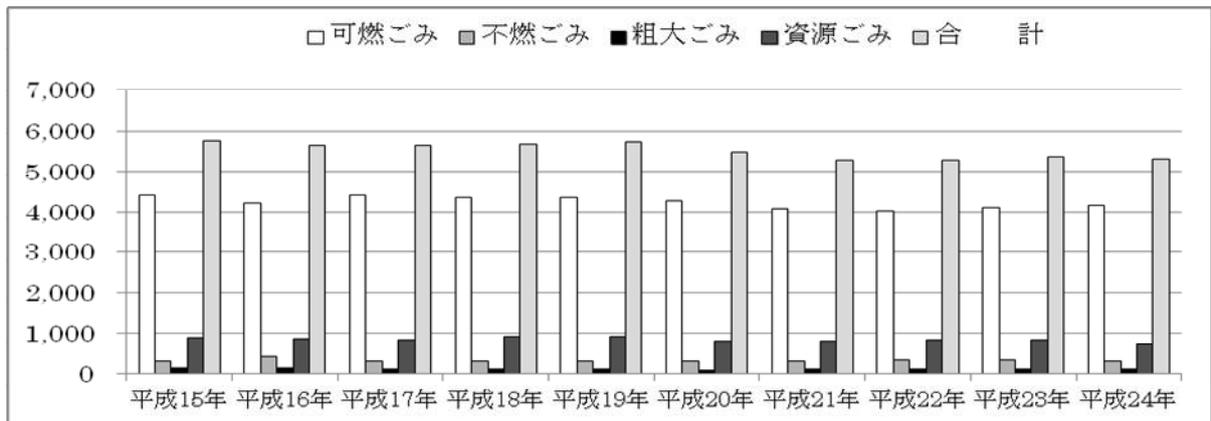
<課題>

このような状況のなかでごみの減量化を目指すためには、住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していくことが重要な課題です。

ごみ排出量の増加にともない、ごみの処理に係る行政コストがかさみ、結果として地域住民の負担が増加していることからライフスタイルの転換は不可欠といえます。

また、可燃ごみの増加は資源の浪費になるだけでなく、二酸化炭素の排出増加につながり地球温暖化を加速させることにもつながるため、ごみ減量化の推進は重要な課題といえます。

ごみ排出量の推移

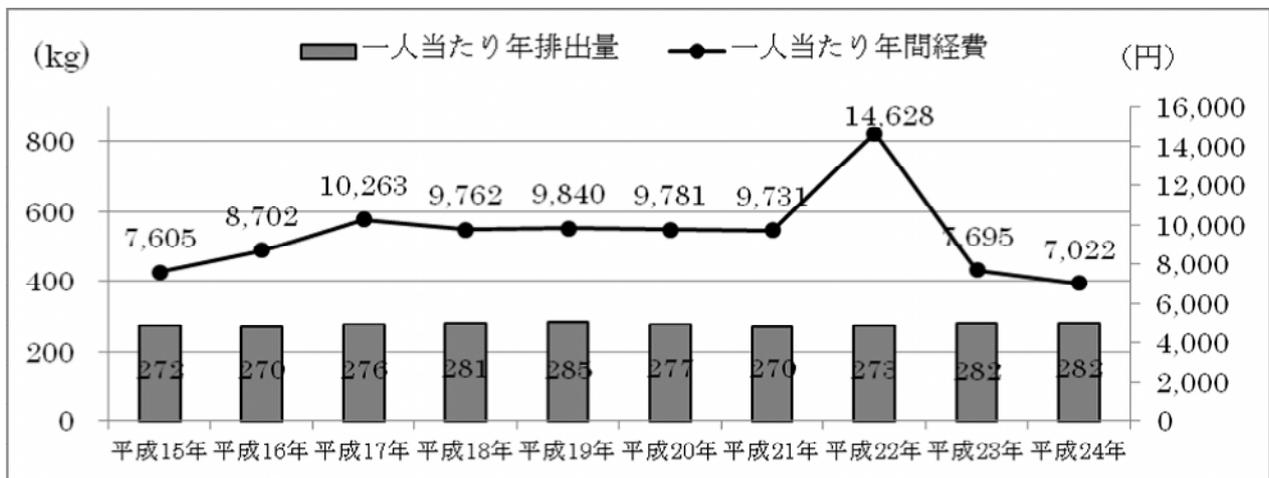


(t)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
可燃ごみ	4,421	4,219	4,402	4,341	4,366	4,263	4,074	4,027	4,099	4,158
不燃ごみ	290	407	294	303	316	303	311	331	337	296
粗大ごみ	123	130	110	109	117	91	103	102	97	112
資源ごみ	902	868	836	909	919	817	794	821	834	725
合計	5,736	5,624	5,642	5,662	5,718	5,474	5,282	5,281	5,367	5,291

那珂川町住民生活課調べ

一人当たり排出年量及び一人当たり年間経費の推移



※平成22年については、保健衛生センターのごみ処理施設延命化工事があったため増加した。

那珂川町住民生活課調べ

① 4R (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) の推進

<住民の行動>

- 環境の推進組織設置に向けた取り組みに協力し、4Rを推進します。
- 大量消費型生活スタイルを見直し、環境学習会に積極的に参加します。
- 環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します。

<事業者の行動>

- 環境の推進組織設置に向けた取り組みに協力し、4Rを推進します。
- 環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みを積極的に支援します。

<行政の行動>

- 環境の推進組織を設置し、4Rを推進します。
- 生活スタイルを見直す啓発活動や環境学習会を開催します。
- 環境NPOやNGOの設立に向け積極的に支援します。

◆ミニ環境辞典◆

4R（フォーアール）の推進 ～ゼロ・ウェイストへの挑戦～

4Rとは、Refuse（リフューズ：ごみの発生回避）、Reduce（リデュース：ごみの排出抑制）、Reuse（リユース：製品・部品の再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の4つの英語の頭文字を表します。この4つのRに取り組むことがごみを減らすためにはよい方法だと思われがちですが、「リサイクル」をするためには多くの費用とエネルギーが消費されるため、新しいものを作るよりも大量の資源とエネルギーを消費する場合があります。

普段の生活の中では、「4R」の順番に心がけ、限りある資源の有効活用、ゴミの削減を積極的に推進することが必要です。

さらに、資源やエネルギーなどの無駄や浪費をなくして、ごみを限りなくゼロにしていこうという「ゼロ（なくす）ウェイスト（ごみ、無駄や浪費）」を目標に取り組みましょう。



② ごみの発生抑制推進

<住民の行動>

- 生ごみ処理機等を活用し、できるだけ生ごみを出さないように努めます。
- 資源ごみの集団回収や小売店での店頭回収に協力します。
- 過剰包装品や使い捨て商品の購入や使用を控えます。
- 買い物にはエコバックを利用します。
- ごみの分別基準を守り、さらなるリサイクルに協力します。

<事業者の行動>

- 過剰包装やレジ袋の抑制に努めます。
- エコバック運動に協力します。
- エコバック利用者のポイント制導入等、新たな取り組みを模索します。
- 資源ごみの集団回収を行うとともに、店頭での回収に努めます。
- ごみの分別基準を守り、さらなるリサイクルに努めます。

<行政の行動>

- 資源ごみ回収報償金制度を充実します。
- 全町内でエコバック運動を展開します。
- ごみの分別基準の周知徹底やリサイクルの推進に努めます。
- 平成30年度までに一人当たり年間ごみ排出量5%以上(14kg以上)を削減します。
- 生ごみ等の堆肥化に取り組みます。

③ 廃棄物の適正処理及び資源化の促進

<住民の行動>

- 整備されたリサイクル品の展示センターを積極的に利用し、再生品の再利用に努めるとともに、まだ使用できるものは廃棄せずに持込みます。
- 廃食油は水で流したり廃棄せずにストックし、町が進める廃食油再生に協力します。

<事業者の行動>

- 資源化された廃棄物の安全確認に協力します。
- 町で実施する廃食油の再生活用やバイオマス及び利活用等の調査・研究に協力します。
- 事業所から発生する廃棄物が最終処分されるまで責任をもって確認します。

<行政の行動>

- 南那須地区広域行政事務組合や那須烏山市と連携して廃棄物の資源化を図ります。
- リサイクル品を地域住民に再利用してもらうための仕組みづくりを進めるとともに、廃止された公共施設を活用し、リサイクル品の展示センターを整備します。
- 廃食油の再生活用やバイオマス利活用の調査・研究を進めます。

④ グリーン購入の推進

<住民の行動>

- 環境への負荷が小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。
- 環境への負荷や健康への影響を重要視するグリーンコンシューマーになります。

◆ミニ環境辞典◆	
グリーン購入	グリーンコンシューマー
<p>「グリーン購入」とは、買い物の際、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、長く大切に使い、ごみとして少なくなるものを購入することをいいます。</p>	<p>グリーンコンシューマーは訳すると「緑の消費者」となります。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいいます。</p>

<事業者の行動>

- 備品・消耗品の購入について、環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。
- 資材等の調達について、環境への負荷が小さいグリーン調達をさらに推進します。
- 産学官連携で八溝材等の地域資源を活かしたグリーン商品開発を推進します。

<行政の行動>

- グリーン購入に係る町計画を策定します。
- グリーン購入に係る情報を積極的に公開する等普及啓発に努めます。
- 産学官連携で八溝材等の地域資源を活かしたグリーン商品開発を支援、推進します。

2) 地球環境の保全

<現況>

地球温暖化は18世紀の中ごろ、産業の発展とともに大量の石油や石炭を消費するようになったことから始まったといわれています。

二酸化炭素やフロンガス等の温室効果ガスの排出により、この100年で日本の平均気温は約1度上昇したと言われています。地球はわずかな気温の変化でもバランスを崩し、地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊、異常気象など、全地球規模の環境の変化が問題となっています。一人ひとりの環境問題に対する関心は徐々に高まってきましたが、地球規模としては改善の方向に思うように進んでいないのが実情です。

本町においては、地球温暖化防止に向けた対策として、再生可能エネルギーの導入を推進しています。太陽光発電については、補助制度を活用した導入が進んでいます。

<課題>

今後、環境破壊縮減ため、温室効果ガス排出抑制を、一人ひとりが取り組む必要があります。再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実行など、国から町・個人が環境に配慮しながら、環境負荷の少ない社会を構築する必要があります。

① ライフスタイルの転換及び省エネ・省資源対策

＜住民の行動＞

- 町や推進組織の呼びかけに応じ、省エネ・省資源運動に取り組みます。
- 公共交通機関を利用し、自動車を利用するときはアイドリングストップを行います。
- 廃食油を流さずストックし、町が進める廃食油再生に協力します。
- 暮らしのムダを発見し、意識改革を図るため、家庭版 I S O に取り組みます。
- 家電リサイクル等の取り組みを推進し、フロンを大気に放出しません。

＜事業者の行動＞

- 町や推進組織の呼びかけに応じ、省エネ・省資源運動に取り組みます。
- 自動車を利用するときはアイドリングストップを行います。
- 廃食油を流さずストックし、町が進める廃食油再生に協力します。
- 家庭版 I S O に呼応し、商店版 I S O に取り組みます。
- フロン回収破壊法、家電リサイクル法等に基づき、適切にフロンの回収を行います。

＜行政の行動＞

- 住民・事業者・行政で再生可能エネ・省エネ計画を策定し、計画の推進運動を展開します。
- 公共交通機関への廃食油再生活活用等、目に見える運動を展開します。
- 自動車を利用する時はアイドリングストップを率先して行います。
- 意識改革を図るため、家庭版 I S O、学校版 I S O、商店版 I S O の実践を推進します。
- 脱フロン化の取り組みやフロン回収を率先して行うとともに、家電リサイクル等に関する啓発活動を行います。

◆ミニ環境辞典◆		LED 電球と白熱灯																													
<p>※消費電力の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>白熱灯</th> <th>電球型蛍光灯</th> <th>LED 電球</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60W相当</td> <td>54W</td> <td>12W</td> <td>7.5W</td> </tr> <tr> <td>40W相当</td> <td>36W</td> <td>8W</td> <td>4.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>LED 電球の消費電力がいちばん少ないことがわかります。</p>		種 類	白熱灯	電球型蛍光灯	LED 電球	60W相当	54W	12W	7.5W	40W相当	36W	8W	4.5W	<p>※CO₂削減効果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>白熱灯</th> <th>電球型蛍光灯</th> <th>LED 電球</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費電力(W)</td> <td>54</td> <td>12</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>年間消費電力量(kWh)</td> <td>197.1</td> <td>43.8</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>CO₂排出量(kg)</td> <td>76.9</td> <td>17.1</td> <td>9.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間点灯時間：10時間×365日＝3,650時間 CO₂排出係数は0.39kg/kWh(環境家計簿用より)</p>		種 類	白熱灯	電球型蛍光灯	LED 電球	消費電力(W)	54	12	6.9	年間消費電力量(kWh)	197.1	43.8	25.2	CO ₂ 排出量(kg)	76.9	17.1	9.8
種 類	白熱灯	電球型蛍光灯	LED 電球																												
60W相当	54W	12W	7.5W																												
40W相当	36W	8W	4.5W																												
種 類	白熱灯	電球型蛍光灯	LED 電球																												
消費電力(W)	54	12	6.9																												
年間消費電力量(kWh)	197.1	43.8	25.2																												
CO ₂ 排出量(kg)	76.9	17.1	9.8																												
																															

◆ミニ環境辞典◆ “とちぎ発” ストップ温暖化アクション

家庭でできる節電・省エネ・地球温暖化防止行動への取り組み

	No	節電・省エネ・温暖化防止行動	CO ₂ 削減量	節約額
冷房	①	月2回はフィルターを清掃する	40 g	2.5円
	②	1日1時間冷房時間を短くする	59 g	3.7円
キッチン	③	冷蔵庫の温度設定を適切にする	59 g	3.7円
	④	冷蔵庫と壁の隙間をつくる	43 g	2.7円
	⑤	電気ポットは長時間保温しない	103 g	6.5円
	⑥	食器を洗うときはガス給湯器の温度を低く設定する	79 g	4.8円
	⑦	野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する	39 g	2.4円
リビング	⑧	白熱電球を省エネランプに取り替える	81 g	5.1円
	⑨	テレビをつけっぱなしにしない	16 g	1.0円
	⑩	テレビの画面（液晶）は明るすぎないようにする	26 g	1.6円
	⑪	部屋を片付けてから掃除機をかける	5.2 g	0.3円
浴室等	⑫	入浴は間隔をあけず追い炊きしない	238 g	14円
	⑬	シャワーはお湯を流しっぱなしにしない	80 g	7.6円
	⑭	洗濯はまとめ洗いをする	5.7 g	11円
トイレ	⑮	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節する	36 g	2.3円
	⑯	温水洗浄便座を使わない時はふたを閉める	33 g	2.1円
移動	⑰	1日2kmの自動車移動をやめて徒歩や自転車にする	180 g	—
	⑱	車の運転はゆっくり発進し少しずつ加速する	208 g	—
その他	⑲	買い物の時はマイバッグを持参する	15 g	—
	⑳	近くの産地でとれたものを食べる（地産地消）	47 g	—

※CO₂削減量・節約額は1日あたりの値

出典：栃木県地球温暖化防止活動推進センター

② 再生可能エネルギーの活用

<住民の行動>

- 町や推進組織の呼びかけに応じ、再生可能エネルギー運動に協力します。
- バイオマスの利活用の調査研究に積極的に取り組みます。

<事業者の行動>

- 町や推進組織の呼びかけに応じ、再生可能エネルギー運動に積極的に取り組みます。

- バイオマス、利活用の調査研究に積極的に取り組みます。

<行政の行動>

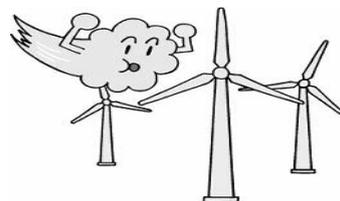
- 行政・事業者・地域住民が一体となり再生可能エネ・省エネ計画を策定し、再生可能エネルギー運動を展開します。
- バイオマス活用推進計画の推進を図ります。
- 再生可能エネルギー開発を目指す企業を誘致します。



小川中学校太陽光発電

◆ミニ環境辞典◆ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことをいい、有限でいずれ枯渇する化石燃料（石油・石炭など）と違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生・供給され、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、地球環境への負荷が少ないエネルギーです。



※再生可能エネルギーの主なものは…太陽光発電、風力発電、太陽熱発電、水力発電、バイオマス、地熱発電、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用

③ 行政における率先行動

<行政の行動>

- 事業所（役場）として平成 21 年度に策定した地球温暖化防止実行計画に基づき、町が率先して次世代低公害車の導入、公共交通機関への廃食油の再生活用、新施設への太陽光発電等の自然エネルギー導入、エネルギー効率が高い設備や機器の導入、町有林の整備等を図り、温暖化防止に努めます。
- 町は率先してグリーン購入を実行します。

④ 地球環境の啓発及び環境NGO等への支援

<住民の行動>

- 地球規模で進行する環境問題に関して関心を持つように努めます。
- 環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します(再掲)。

<事業者の行動>

- 地球規模で進行する環境問題に関して関心を持つように努めます。
- 環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します(再掲)。

<行政の行動>

- エネルギーの有限性や異常気象・気候変動、熱帯雨林の破壊、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化等地球規模で進行する環境問題に関しての啓発活動を行い、個々の取り組みへの参加を促します。
- 環境NPOやNGOの設立に向け積極的に支援します(再掲)。

(4) 環境について考え行動するまち(環境教育、環境学習、参画と協働)

環境教育や環境学習等の充実、環境行動の実践に向け、各種の支援・連携体制を整え、それぞれの役割分担で協働し、「環境について考え行動するまち」の実現を目指します。

1) 環境教育・学習の推進

<現況>

本町内には、豊かな自然環境を反映し、里山環境、水辺環境において、環境指標となる動植物が生息・生育しています。

また、多くの指定文化財、埋蔵文化財が河川沿川、既往集落に分布しています。

各小中学校においては、環境教育に関する計画を策定し、環境目標、環境教育方針を定めるとともに、緑化活動を実施するほか、各学年で環境に関する事項を取り入れています。

本町では、要請に応じ担当職員等が環境出前講座を開催していますが、広く住民に向けての環境講座開設やイベント開催等への取り組みに課題が見られます。

各団体等では、環境学習会開催奨励金制度を活用した環境学習の場が設けられ、環境学習の実行が進行しつつあります。



マイはしづくり

<課題>

各小中学校で環境教育は実施しているものの、学校単位で環境教育に関する取り組みが行われていることから、共通目標に基づいた取り組みを必要とするため、環境教育用小冊子を作成しました。

この環境教育用小冊子に基づき、各校で共通した資料として活用することにより、方向性が統一された環境教育の推進を目指します。

また、国や県では、環境学習のサポートを行う各種制度があり、今後、これらの活用を図っていくとともに、住民や事業所へ提供する環境関連の情報を増やし、環境活動への積極的な取り組みを促進します。

① 環境教育の充実

<住民の行動>

- 子供たちが学んだことを、家庭や地域において共に考え、環境教育の推進に努めます。

<事業者の行動>

- 住民に対し、環境情報を提供します。
- 行政と連携を図り、住民に対する働きかけを行います。
- 職場内での啓発活動を行います。

<行政の行動>

- 環境教育について積極的に推進します。

- 環境教育用小冊子を活用するとともに、出前講座や講演を定期的を開催します。
- 事業者への働きかけを行っていきます。
- 町のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、環境について積極的に情報提供を行います。

② 環境学習の実施

<住民の行動>

- 環境学習に積極的に取り組みます。

<事業者の行動>

- 研修会や先進地視察等を通して、資質の向上に努めます。

<行政の行動>

- 環境学習について積極的に推進します。
- 活用できる制度や地域の取り組みについて周知を図ります。
- 県やその関係機関が実施する出前講座の推進や、各種イベントに合わせての環境学習の啓発を行います。

2) 住民・事業者活動の支援

<現況>

本町では資源ごみ回収報償金事業、農地・水・環境保全向上対策事業等によって、各地区、団体の環境に対する取り組みについて支援を行っています。

しかし、事業者の支援については、事業者ごとの独自の取り組みに任せており、今後、町の支援は重要になると考えられます。

また、活動のネットワークについては、各団体において、個別に環境に関する取り組みを行っているため、それらを結びつけるような機会や機関の整備が十分とはいえません。

人材の育成については、環境活動の中心となる人材の発掘、育成・養成を行うため、環境に関する人材育成奨励金制度を設け、制度の周知を図っています。

<課題>

環境に対する取り組みや制度については、十分に活用されているとはいえない状況であり、今後、さらに周知を図る必要があります。

また、事業者の環境に対する取り組みについては、支援等を行う仕組みが整って

いないため、今後は事業者に向けた各種制度等の整備を進めていく必要があります。

活動のネットワークについては、事業者や団体、地域住民等が情報や意見等の交換を行うことができる機会や場の創出が必要です。

人材育成については、環境に関する人材育成奨励金制度の活用を推進するとともに、住民の中から環境活動について、実践的な指導が行えるリーダー等の育成が課題となっています。

① 住民の取り組み支援

<住民の行動>

- 家庭、地域において環境問題への理解を深め、自らができる環境活動について積極的に取り組みます。

<事業者の行動>

- 事業者の持つ情報やノウハウを積極的に提供します。

<行政の行動>

- 活用できる補助制度等の普及、推進を図ります。
- 資源ごみ回収報償金の交付を行います（再掲）。
- 農地・水・環境保全向上対策事業を行います（再掲）。
- 町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、地域における環境活動に関する取り組みを紹介します。

② 事業者の取り組み支援

<住民の行動>

- 消費者の立場から、グリーン購入やエコバック運動等に積極的に参加します。（再掲）

<事業者の行動>

- 事業活動にともなう環境への影響に配慮し、自ら取り組める環境対策について積極的に取り組みます。

<行政の行動>

- 事業者の環境活動を積極的に支援します。
- 町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、事業者の環境活動に関する取り組みを紹介します。

- 住民、事業活動支援のための住民相談窓口を設置します。
- 事業者等の環境に対する取り組みについて、認定制度等の創設の検討を行います。

③ 活動のネットワークづくり

<住民の行動>

- 環境保全活動等へ積極的に参加するとともに、住民相互の連携の輪を広げます。

<事業者の行動>

- 環境保全活動等へ積極的に参加するとともに事業者間の連携、交流を深めます。

<行政の行動>

- 環境保全活動の機会や場の提供等、住民や団体によるネットワークづくりを支援します。
- 事業者、団体等が交流できるイベント等の開催を積極的に行います。
- 環境に関する講演会や講座等の開催を積極的に行います。

④ 人材の育成

<住民の行動>

- 環境学習等の機会を通して環境についての理解を深めます。

<事業者の行動>

- 環境学習等を推進する実践的な指導を行える人材の育成に協力します。

<行政の行動>

- 住民の環境活動についての指導・助言を行えるリーダーの育成を推進します。
- 環境活動についての助言指導を行えるリーダーを養成する講座を開設します。
- 環境ボランティア等の登録制度の導入を進めます。

3) 仕組みづくり

<現況>

住民、事業者、行政機関がそれぞれに環境に関する取り組みを行っていますが、3者が連携したかたちでの取り組みに課題が見られます。

循環型社会の構築については、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図るため循環型社会の形成が望まれており、4R等の取り組みを行っています

が、現在は各個人の取り組みにまかせています。

大気や河川の水質保全等の取り組みについては、広域的に連携して取り組むべき課題ですが、現在は具体的な取り組みが十分ではありません。

<課題>

参画と協働について、住民、事業者、行政機関が協議できる組織が必要といえます。

また、循環型社会の形成に向けて、一人ひとりの意識改革を行っていく必要があります。

大気や河川の水質保全等の取り組みについては、町内だけでの取り組みでは改善が難しいと考えられます。今後、広域的に連携した取り組みを進めていく必要があります。

① 参画と協働による環境づくり

<住民の行動>

- 住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりに参加、協力します。

<事業者の行動>

- 住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりに参加、協力します。

<行政の行動>

- 住民、事業者と連携した組織づくりを推進します。
- 環境のまちづくり推進会議を運営します。
- 住民の誰もが参加できる行動目標を設定します。
- アダプト制度の導入に向けて取り組みます。

② 循環型社会への取り組み

<住民の行動>

- 4R活動等に積極的に取り組みます。(再掲)

<事業者の行動>

- 積極的に循環型社会の形成に取り組みます。
- 農業分野では有機物や農薬・化学肥料の適正利用に努めます。

◆ミニ環境辞典◆ アダプト制度

アダプト制度とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

一定区画の公共の場所を養子にみたて、住民が里親となり養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援します。

住民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。



- 畜産分野では糞尿の適正処理、有効利用等、環境保全型事業の実施に努めます。

<行政の行動>

- 循環型社会への取り組みを推進します。
- 循環型社会への取り組みに向けた意識啓発活動を実施します。
- 4 R活動を推進します。(再掲)
- 農業分野の有機物や農薬・化学肥料の適正利用を推進します。
- 畜産分野の環境保全型事業の実施を支援します。

③ 広域的連携

<住民の行動>

- 広域的に行う環境についての取り組みに対しても積極的に参加、協力します。

<事業者の行動>

- 広域的に行う環境についての取り組みに対しても積極的に参加、協力します。

<行政の行動>

- 広域的な連携に向けて、県・近隣市町との推進体制づくりを進めます。

第2部 重点プロジェクトの推進

目指すべき環境像の実現に向けた基本的施策の中で、先導的役割を果たし、重点的に取り組んでいくべき施策を重点プロジェクトとして定め、積極的な推進を図っていきます。

プロジェクトの推進や実施にあたっては、行政・住民・事業者で構成されている環境のまちづくり推進会議において、各プロジェクトの具体的な目標や内容、推進方策、実施方法等について検討していきます。なお、必要に応じて、庁内組織や関係団体とのプロジェクトチーム等を設置します。

□ 那珂川重点プロジェクト □

- (1) 美しい自然と共生するまち
 - ★ 里山復元プロジェクト
 - 【数値目標】 とちぎの元気な森づくり県民税事業の活用
10地域以上／5年の実施

- (2) 潤いと安らぎのあるまち
 - ★ 生活排水処理普及率アッププロジェクト
 - 【数値目標】 5年以内に生活排水処理人口普及率60%以上
(5%アップ)

- (3) 循環型社会を目指すまち
 - ★ ごみ排出抑制プロジェクト
 - 【数値目標】 5年以内に一人あたり年間排出量5%以上
(14kg以上)削減

- (4) 環境について考え行動するまち
 - ★ 環境実践プロジェクト
 - 【目標】 各小中学校での環境教育を推進し、方向性の統一を図る

第3部 環境基本計画後期計画の実行に向けての 住民、事業者、行政の各主体の役割と責務

本計画の目的を達成するには、住民、事業者及び行政等がそれぞれの立場で取り組み、かつ協働し、より良い那珂川町の環境の保全と創造に努力していくことが重要です。そこで以下に各行動主体の役割と責務を示しました。

1 住 民

日常生活における様々な行動は、何らかの形で環境に負荷を与えています。住民一人ひとりが与える負荷はわずかであっても、その総量は大きなものになります。そして、環境への負荷は今や地球規模で、かつ次世代にまで影響を及ぼす深刻な問題となっています。

住民は、本町の生活環境、自然環境に加えて地球環境が共有のものであるとの認識を持ち、人間と環境との関わり合いについて理解を深めるとともに、日常生活のあり方を省みて、環境への負荷をできるだけ生じさせないように心がけるなど、環境に配慮したライフスタイルに改めることが必要です。

また、地域住民の協働により地域の美化活動を行うなど良好な地域環境の保全に努めることが求められます。

さらに、環境に関する法令等を遵守し、国、県、町等が実施する環境保全施策に積極的に協力していく必要があります。

2 事業者

事業者の環境保全への取り組みは、地球全体への環境負荷を低減するのに非常に大きい役割を占めています。地球環境問題もその原因をたどれば、少なからず事業活動にともなう要因が考えられます。

事業活動にともなう周辺環境への影響を十分認識し、事業の展開に際しては環境保全に関する体制の整備等を自主的に進めることが望ましく、生産物の製造、流通、消費、廃棄のそれぞれの段階で、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じる責務があります。

また、汚染物質の排出削減、廃棄物の減量化及び適正処理、資源及びエネルギー利用の環境効率性の向上、開発にともなう環境負荷を低減することはもとより、所有地を中心とする緑化、地域の美化運動や環境重点施策への参加等、住民との地域環境保全・環境配慮への取り組みを進める必要があります。

さらに、環境に関する法令等を遵守し、国、県、町等が実施する環境保全施策に積極的に協力していく必要があります。

3 行政

町は、緊急の課題である、不法投棄対策はもとより、町内の環境汚染防止、ごみの減量化・リサイクルの促進等により環境への負荷を低減し、自然環境の保全等により恵み豊かな環境保全を推進する中心的な役割を担うものであります。

地域・住民の取り組みの調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえて、環境保全のための基本的な計画の策定等、自らの諸施策を総合的かつ体系的、積極的に進める必要があります。

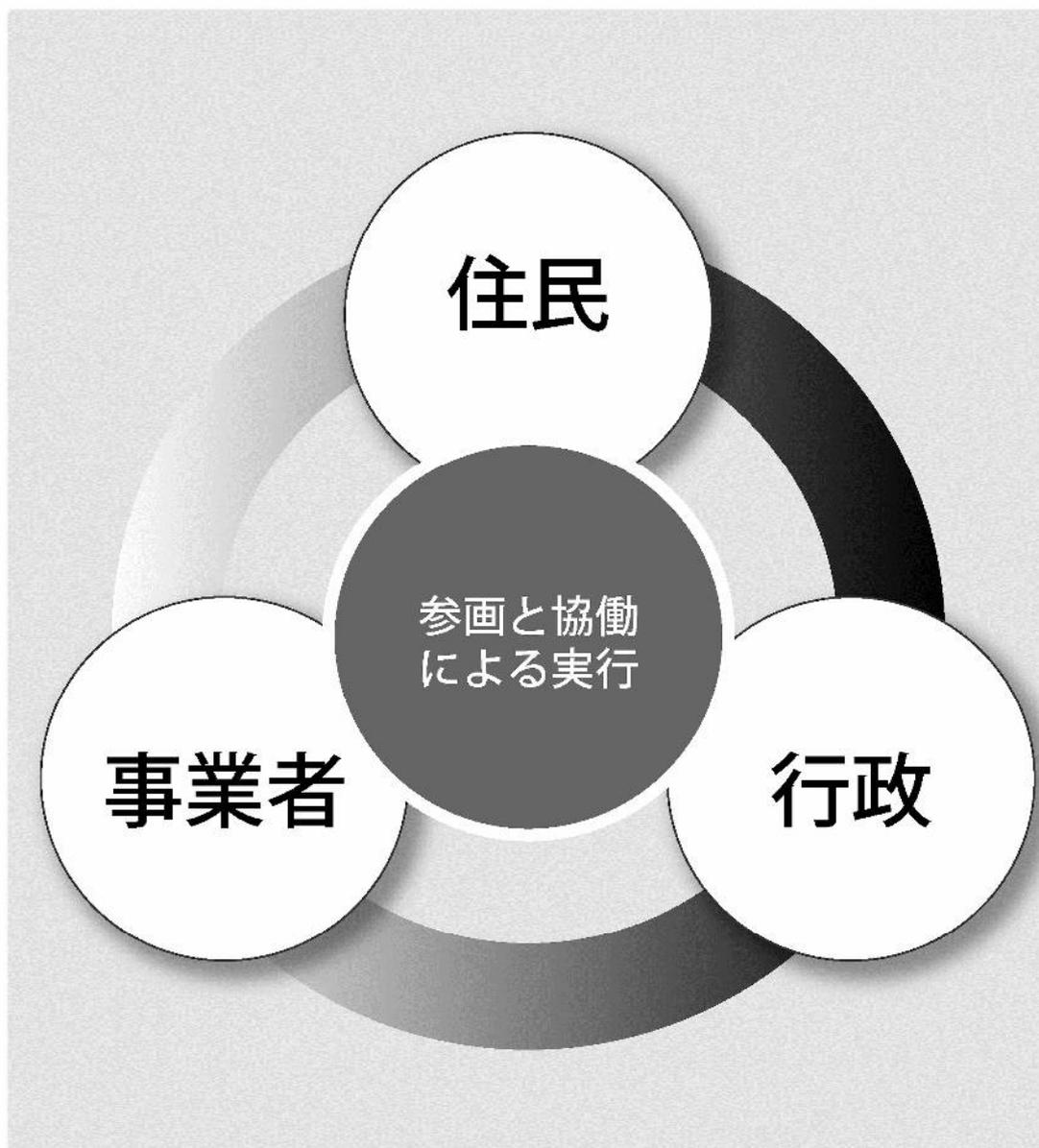
また、住民及び事業者の環境保全、環境の向上に対する意識啓発を図るとともに、環境重点施策等の環境保全活動に住民・事業者とともに参加・実践する体制の構築を検討し、実行する必要があります。

さらに、住民、事業者のみならず近隣地域や国・県の関係機関との緊密な連携を図り、協働しながら、地域環境の保全は地球環境の保全になるとの広域的な視点で町の環境保全及び取り組みの総合性を確保する必要があります。

4 滞在者

旅行等で本町に滞在する方は、住民と同様に本町の生活環境、自然環境に加えて地球環境が共有のものであるとの認識を持って行動する必要があります。

計画推進のイメージ図



第4部 那珂川町環境基本計画後期計画の推進

環境基本計画後期計画（以下、後期計画）は環境行政の基本となるものであり、計画や施策の策定から実施にあたっての目安となるものです。

計画の推進にあたっては、次に示すマネジメントスタイルにより、実効あるものとして実践します。

1 実行計画

(1) 策定

町は、後期計画に掲げられた事項に基づき、特に重点プロジェクトの実施に関して、今後、策定する計画や施策に反映させ、望ましい環境像の実現を目指します。

このため、町は住民、事業者及び町の各行動主体が参画する「環境のまちづくり推進会議」において、後期計画推進のための行動計画を策定します。

住民、事業者においては、後期計画に掲げられた各種の施策をより効果的に推進していくため、策定された行動計画に基づき、望ましい環境像の実現を目指します。

(2) 実行

住民、事業者そして町は、望ましい環境像をめざし、後期計画に掲げる取り組みを実行することが必要です。住民、事業者は、環境基本計画に基づいた行動計画をもとにして、自主的な取り組みを実行します。また、町は計画に基づく施策を積極的に推進していきます。

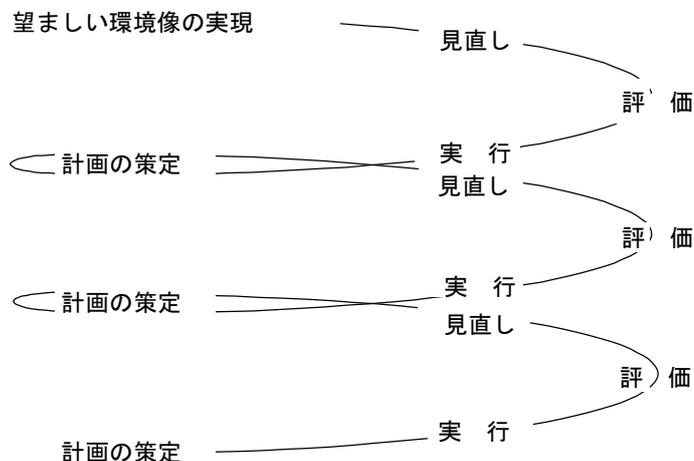
(3) 評価

後期計画に基づく施策や取り組みの実施状況、実施による効果を整理し、評価します。

(4) 見直し

評価に基づき見直しを行い、次期実行計画に反映させます。

後期計画 実行の流れ

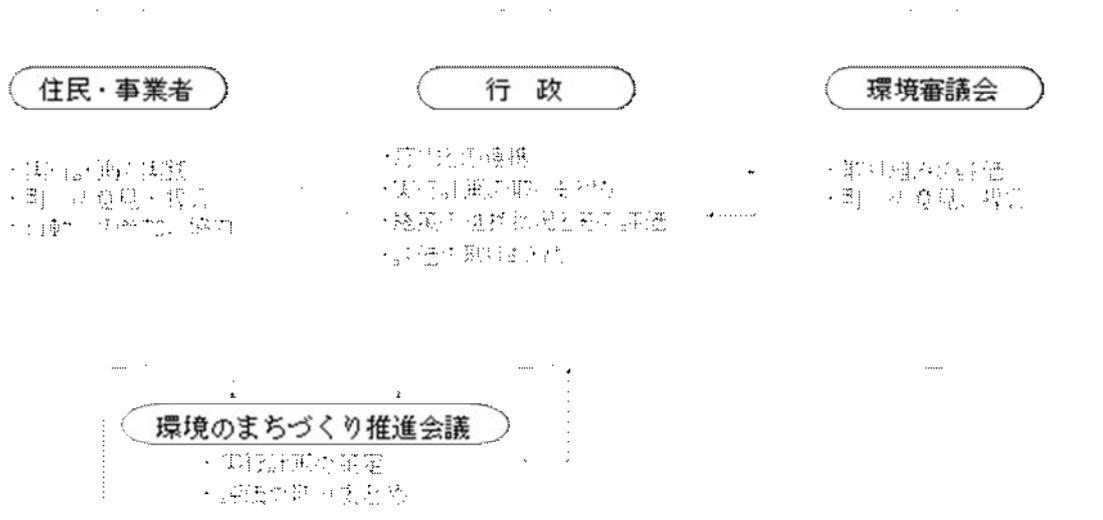


2 進行管理体制

町は、総合的な環境施策の推進のため、「環境のまちづくり推進会議（住民・事業者・行政）」を中心とし、町の施策のみならず、住民・事業者で実践されている環境保全に関する取り組み状況を把握し、評価の取りまとめを行います。

環境審議会では、町から報告される取り組みの状況や評価の取りまとめに対し、環境に関する専門的見地から取り組みの評価や取り組みにあたっての意見・提言を行います。

後期計画進行管理体制



参 考 資 料

1. 那珂川町環境基本計画基本構想
2. 那珂川町環境基本計画後期計画策定会議委員
3. 那珂川町環境基本計画後期計画策定経緯
4. 那珂川町環境基本条例

1. 那珂川町環境基本計画 基本構想

「基本構想」は、住民、事業者、行政がともに目指す望ましい環境像の実現に向けた取り組みの基本方向を示すものです。

1 計画の目標

(1) 望ましい環境像

計画策定の基本方針、本町の特性、環境上の課題等を踏まえ、本町が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

清流と水と里山

人と自然が共生する安全安心なまち ～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

本町は、町面積の64%を森林が占め、「日本の原風景」ともいうべき素晴らしい自然環境を有する八溝山系に属しています。また、雄大な清流那珂川が旧町境を南流しており、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が開け市街地が形成されています。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成されています。

本町は、古くから那珂川を中心として栄えてきた地域であり、縄文・古墳時代からの貴重な文化史跡が点在し、奈良・平安時代には那須国の政治、文化、交通の要衝として発展した形跡を残しています。

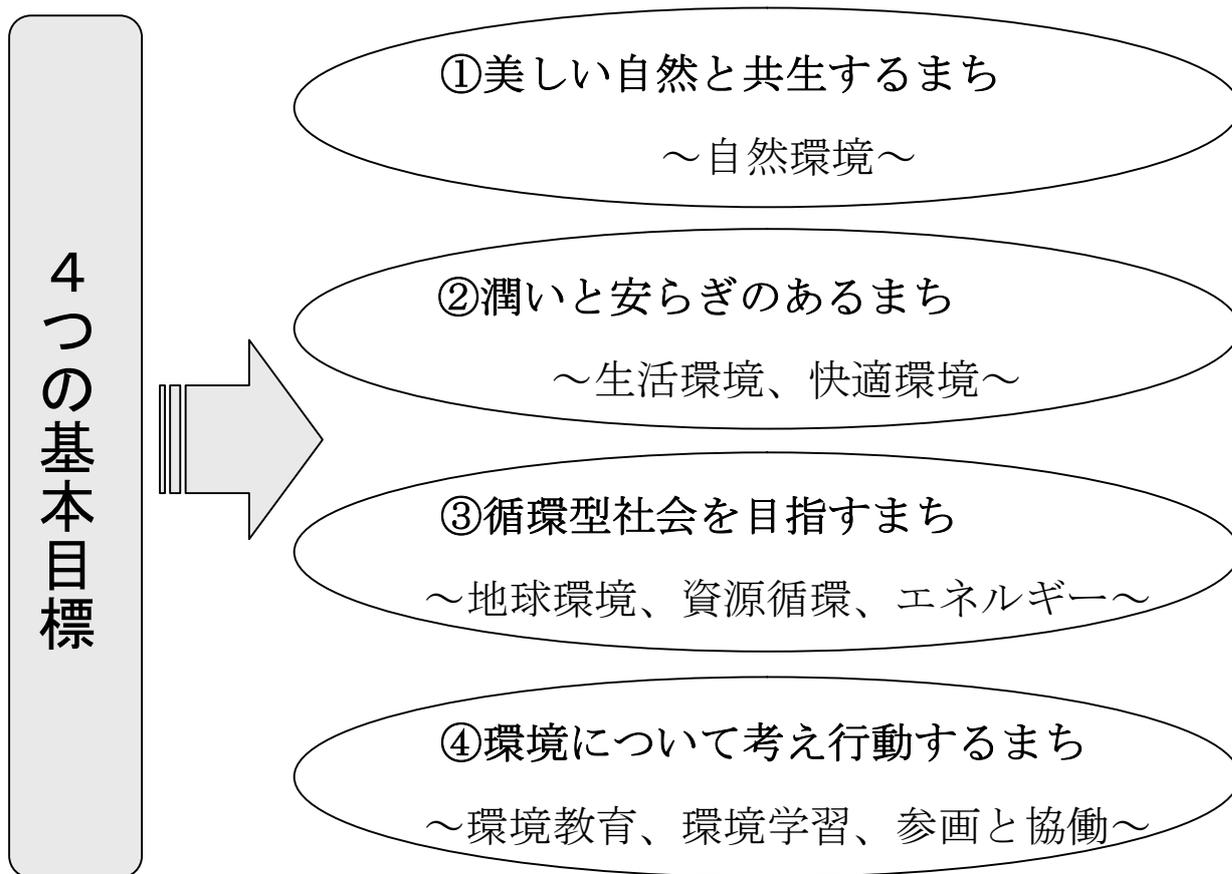
アンケート調査では、残したい環境・大切にしたい環境として、豊かな緑の森林環境、美しい河川環境、田園環境、古代から継承されてきた歴史文化的環境等が挙げられ、次世代への継承が望まれています。

この豊かな環境を守り育てていくことが自然と共生する基盤であるとの基本認識のもと、住民、事業者、行政各々が自らの責務を認識しつつ、先人たちが築き上げた豊かな個性ある地域環境を次代に継承していくことが必要です。

そのため、自然環境への負荷の少ない、循環型のまちづくりや生態系の保全を進めるとともに、さらに近隣市町と連携を図りながら、広域的視点からも健全な環境

づくりを進めていきます。

望ましい環境像「清流と水と里山 人と自然が共生する安全安心なまち ～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～」の達成に向けて、次の4つの基本目標で構成します。



(2) 基本目標の内容

望ましい環境像を構成する4つの基本目標が目指す内容は次のとおりです。

①美しい自然と共生するまち（自然環境）

本町は河川・森林・農地等多くの自然環境に恵まれています。これらの自然環境は私たちの暮らしに潤いとゆとりを与えるだけでなく、水の涵養や大気・水質の浄化機能等環境保全機能を持ち、また、多様な生物の生息地となっています。これら豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷の少ない人と自然が共生するまちづくりを推進します。

②潤いと安らぎのあるまち（生活環境、快適環境）

従来の産業型公害に加え、日常生活や通常の事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁等の都市・生活型公害が問題となっていることから、身近なところからの日常的な環境保全に取り組み安全安心なまちづくりを推進します。

また、公園・緑地等の身近な緑化や景観の形成、美しい里山や田園風景等の自然景観の保全に取り組み、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。

③循環型社会を目指すまち（地球環境、資源循環、エネルギー）

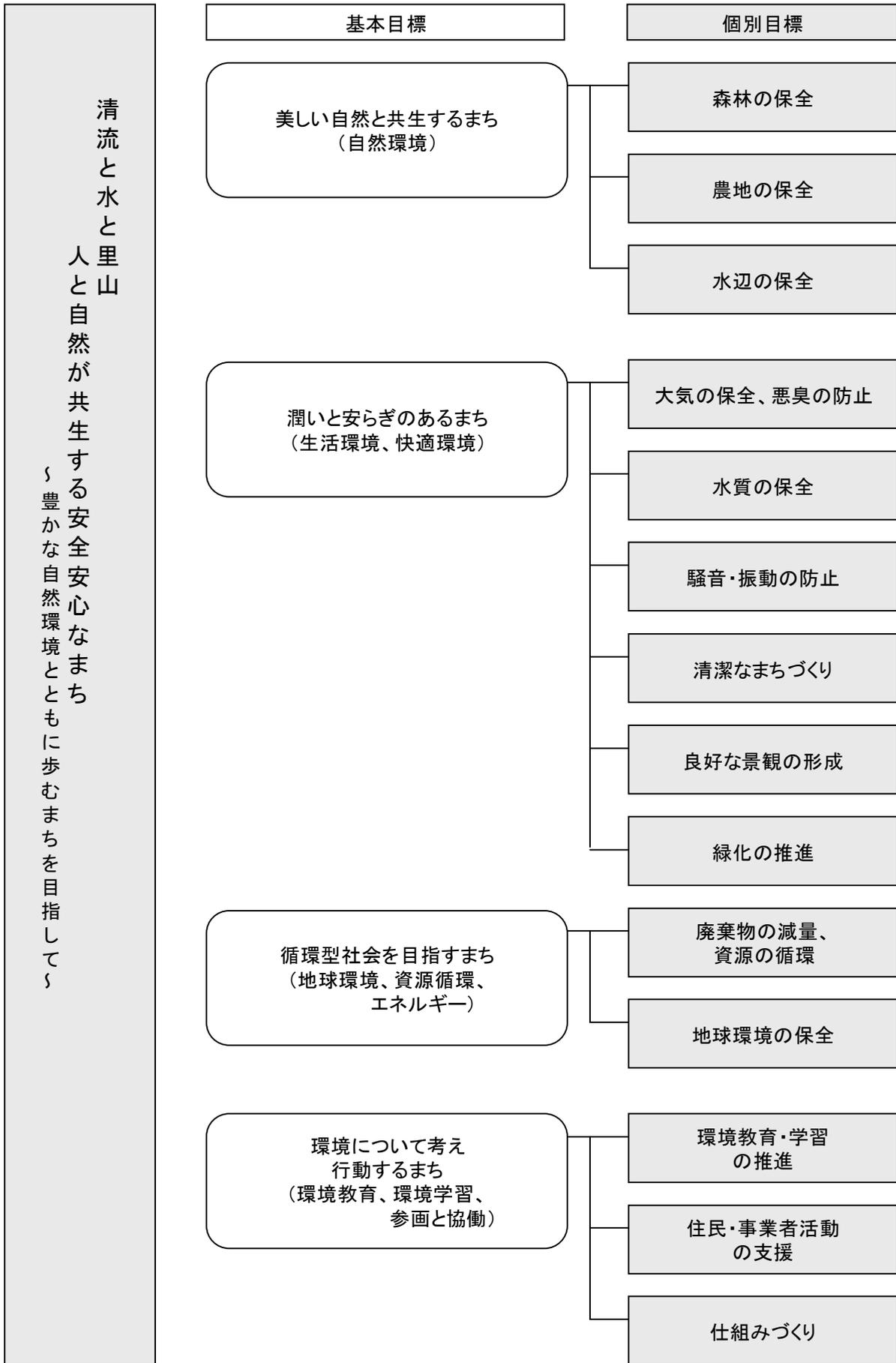
大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムは、有限である資源を消費し、ごみ問題、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球規模での環境問題を引き起こしています。

一人ひとりが限りある資源を大切にし、ごみの発生抑制・再利用・リサイクル、省エネルギー型の生活スタイルへの転換や新エネルギーの利用を図り、循環型社会を目指すまちづくりを推進します。

④環境について考え行動するまち（環境教育、環境学習、参画と協働）

今日の様々な環境問題を解決していくためには、住民、事業者、行政のみならず、地域組織や学校等の各種団体を含む全ての主体が、環境負荷や環境保全のために必要な行動を認識し、それぞれの役割分担のもと、相互連携を図りながら、自主的かつ積極的な取り組みを推進することが必要です。

各主体が環境問題への理解を深めるために、環境教育・環境学習等の充実を図るとともに、環境行動の実践を図るため、各種の支援・連携体制を整備し、環境について考え行動するまちづくりを推進します。



2. 那珂川町環境基本計画後期計画策定委員名簿

(環境のまちづくり推進会議委員兼任)

No.	氏名	所 属	備 考
1	飯塚 克己	行政区長連絡協議会	
2	穴山 國雄	行政区長連絡協議会	
3	飯塚 俊也	観光協会	
4	磯 昭一	観光協会	
5	薄井 イツ子	食生活改善推進員連絡協議会	
6	森島 典子	J A なす南女性会小川支部	
7	星 隆夫	久那瀬農地・水・環境保全会	職務代理者
8	沼田 一也	第10区農地・水・環境保全会	
9	菊池 文子	農村生活研究グループ協議会	
10	斎藤 典子	愛育会	
11	石田 和弘	那須南農業協同組合 馬頭支所	
12	大武 美由紀	那須南森林組合	
13	佐藤 祐一郎	商工会	
14	亀田 昇	商工会	
15	関谷 幸男	株式会社 吉野工業所 那須小川工場	
16	加藤 浩治	住友金属鉱山シポレックス株式会社 栃木工場	
17	薄井 里美	足利銀行 馬頭支店	
18	堀江 英雄	那須信用組合 馬頭支店	
19	服部 勝宏	かましん馬頭支店	
20	谷口 寛章	(株)ミットヨフーズ	
21	小林 博	林屋	
22	秋元 正吾	一般公募	会長
23	星 一明	一般公募	
24	大橋 裕一	町 住民生活課	
25	佐藤 康隆	町 住民生活課	
26	菊池 政広	町 建設課	
27	益子 泰浩	町 農林振興課	
28	藤田 寿彦	町 農林振興課	
29	高林 伸栄	町 商工観光課	
30	小森 厚	町 教育委員会学校教育課	
31	篠江 智恵子	町 教育委員会生涯学習課	
32	小高 誠一	町 上下水道課	

No.	氏 名	所 属	備 考
	野口 良造	オブザーバー 筑波大学大学院 準教授・博士	
	鈴木 雄一	オブザーバー 南那須広域行政事務組合	
	佐藤 美彦	事務局 町 環境総合推進室	
	大武 勝	事務局 町 環境総合推進室	
	加藤 美智子	事務局 町 環境総合推進室	
	福田 貴行	事務局 町 環境総合推進室	

3. 那珂川町環境基本計画後期計画策定経緯

年	月	日	事 項	備 考
25	7	9	第1回那珂川町環境基本計画後期計画策定委員会	山村開発センター
	7	9	第1回自然環境部会	山村開発センター
	7	9	第1回生活環境部会	山村開発センター
	7	9	第1回資源・エネルギー部会	山村開発センター
	7	9	第1回環境学習部会	山村開発センター
	7	23	第2回生活環境部会	山村開発センター
	7	23	第2回資源・エネルギー部会	山村開発センター
	7	24	第2回自然環境部会	山村開発センター
	7	26	第2回環境学習部会	山村開発センター
	8	7	第3回自然環境部会	山村開発センター
	8	8	第3回生活環境部会	山村開発センター
	8	8	第3回資源・エネルギー部会	山村開発センター
	8	8	第3回環境学習部会	山村開発センター
	8	21	第4回自然環境部会	山村開発センター
	8	22	第4回資源・エネルギー部会	山村開発センター
	8	22	第4回環境学習部会	山村開発センター
	9	3	第4回生活環境部会	山村開発センター
	9	4	第5回自然環境部会	山村開発センター
	9	5	第5回資源・エネルギー部会	山村開発センター
	9	5	第5回環境学習部会	山村開発センター
	9	17	第5回生活環境部会	山村開発センター
	9	18	第6回自然環境部会	山村開発センター
	9	19	第6回資源・エネルギー部会	山村開発センター
	9	18	第6回環境学習部会	山村開発センター
	11	22	第7回環境学習部会	山村開発センター
	12	26	第2回那珂川町環境基本計画後期計画策定委員会	山村開発センター
26	1	10	第9回庁議	商工会館
	1	17	町議会全員協議会	小川庁舎 議場
	1	27	パブリックコメント（～2月26日まで）	各庁舎
	3	11	環境審議会	商工会館
	3	17	那珂川町環境基本計画後期計画決定	

4. 那珂川町環境基本条例

平成17年10月1日

条例第116号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第10条)

第3章 環境の保全に関する推進施策(第11条—第24条)

第4章 環境審議会(第25条)

附則

那珂川町は、緑豊かな八溝山系の丘陵地と那珂川、武茂川の清流の恵みを受けて古代よりたゆまぬ歴史と文化の積み重ねにより発展してきた。

しかし、都市化のひずみや生活様式の変化に伴って様々な環境問題が生じている。

私たちは、恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守りさらにより良い環境にするための努力を怠らず、将来の世代に承継していく責務を有している。

私たちは、自らの活動が私たちのまちばかりでなく、地球環境にも重大な影響を与えていることを認識し、町、事業者及び町民が相互に協力し合うことにより、私たちのまちが人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会になることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し及び保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相

当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、住民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全是、人と自然が共生することができ、かつ環境への負荷が少ない循環を基調とした、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。

3 環境の保全是、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

4 地球環境の保全是、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 町は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全、緑化推進等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等環境への負荷を減らすことに努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努

めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本町に滞在する者は、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全に関する施策を策定し及び実施するに当たっては、基本理念ののっとり、次に掲げる事項の確保を旨として総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 環境問題の意識を高めること。
- (2) 自然との共生を目指すこと。
- (3) 美しい水と緑の自然を継承すること。
- (4) 環境への負荷を減らすこと。
- (5) 循環型社会への転換を目指すこと。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「町民等」という。)の意見を反映する措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ那珂川町環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成、公表)

第10条 町長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する推進施策

(環境への配慮)

第11条 町は、施策を策定し及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(規制等の措置)

第12条 町は、公害を防止するため必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 町は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 町は、町民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 町は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人との触れ合いを図るための施設の整備を推進する必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境管理の促進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者その他のものが制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興)

第17条 町は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民等がその理解を深めるとともに、これらのものの環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的活動の促進)

第18条 町は、町民等が自発的に行う環境の保全に資する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 町は、前2条の規定を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第20条 町は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 町は、環境の状況を把握し及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施策の調整及び推進)

第22条 町は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第23条 町は、町民等の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、那珂川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告に関すること。
- (3) その他環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。